

第3期
東吉野村人口ビジョン
東吉野村まち・ひと・しごと創生
総合戦略

令和7年3月

東吉野村

目 次

第1編 東吉野村人口ビジョン	1
第1章 東吉野村人口ビジョンの策定にあたって	2
1. 人口ビジョンの位置づけ	2
2. 人口ビジョンの対象期間	2
第2章 人口の現状分析と将来推計	3
1. 人口の現状分析	3
(1) 人口の推移	3
(2) 自然動態の分析	8
(3) 社会動態の分析	12
2. 雇用や就労等の状況	15
(1) 産業人口及びその就労形態	15
3. 人口の将来推計と分析	20
(1) 推計人口	20
(2) 推計人口に関する分析	24
第3章 本村のめざすべき将来の方向	26
1. 人口の将来展望	26
2. 施策の方向性	27
第2編 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略	28
第1章 基本的な考え方	29
1. 策定の趣旨	29
2. 総合戦略の位置づけ及び期間	30
(1) 位置づけ	30
(2) 期間	30
3. 政策5原則を踏まえた施策の推進	31
4. 計画の策定体制	31
推進本部会議及び推進会議の開催	31
5. 戦略の進捗管理	32
第2章 めざす将来像と基本目標	33
1. めざす将来像	33
2. 基本目標と2つの横断的な目標	33
3. 施策体系	34

第3章 総合戦略の施策展開.....	35
■基本目標Ⅰ 生活を支える雇用を創出する.....	35
(1) 農林商工業の活性化.....	35
(2) 農林商工業のあらたな展開.....	36
(3) 新しい働き方、新しい「しごと」をつくる.....	37
(4) 村外で働く人を支援する.....	38
■基本目標Ⅱ 都市と地方のつながりを築き、移住・交流を促進し、新しい人の流れをつくる...	39
(1) 観光・交流.....	39
(2) 移住・定住.....	41
■基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	42
(1) 結婚の希望をかなえる.....	42
(2) 出産・子育ての希望をかなえる.....	43
(3) この村で学んでよかったと思える教育の充実.....	44
■基本目標Ⅳ 人が集う魅力的な地域をつくり、互いに支えあう暮らしやすい村をつくる.....	45
(1) 安全・安心に暮らせる基盤整備.....	45
(2) 暮らしを支える村づくり.....	46
(3) 環境に優しい地域づくり.....	47
資料編.....	48

第1編

東吉野村人口ビジョン

第1章 東吉野村人口ビジョンの策定にあたって

1. 人口ビジョンの位置づけ

東吉野村人口ビジョンは、本村における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。

また、同時に策定する「東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で東吉野村人口ビジョンを重要な基礎と位置づけます。

この人口ビジョンでは、国の長期ビジョンを勘案しつつ、今後の人口の変化が村の将来に与える影響の分析・考察を行うとともに、めざすべき将来の方向を提示しています。

2. 人口ビジョンの対象期間

東吉野村人口ビジョンの対象期間は、令和52年（2070年）とします。なお、国の長期ビジョンと同様に、国の方針転換や今後の本村を取り巻く環境の変化、社会経済動向の変化など、人口に大きな影響を与える要因があった場合などにおいては、適宜見直しを行うものとします。

第2章 人口の現状分析と将来推計

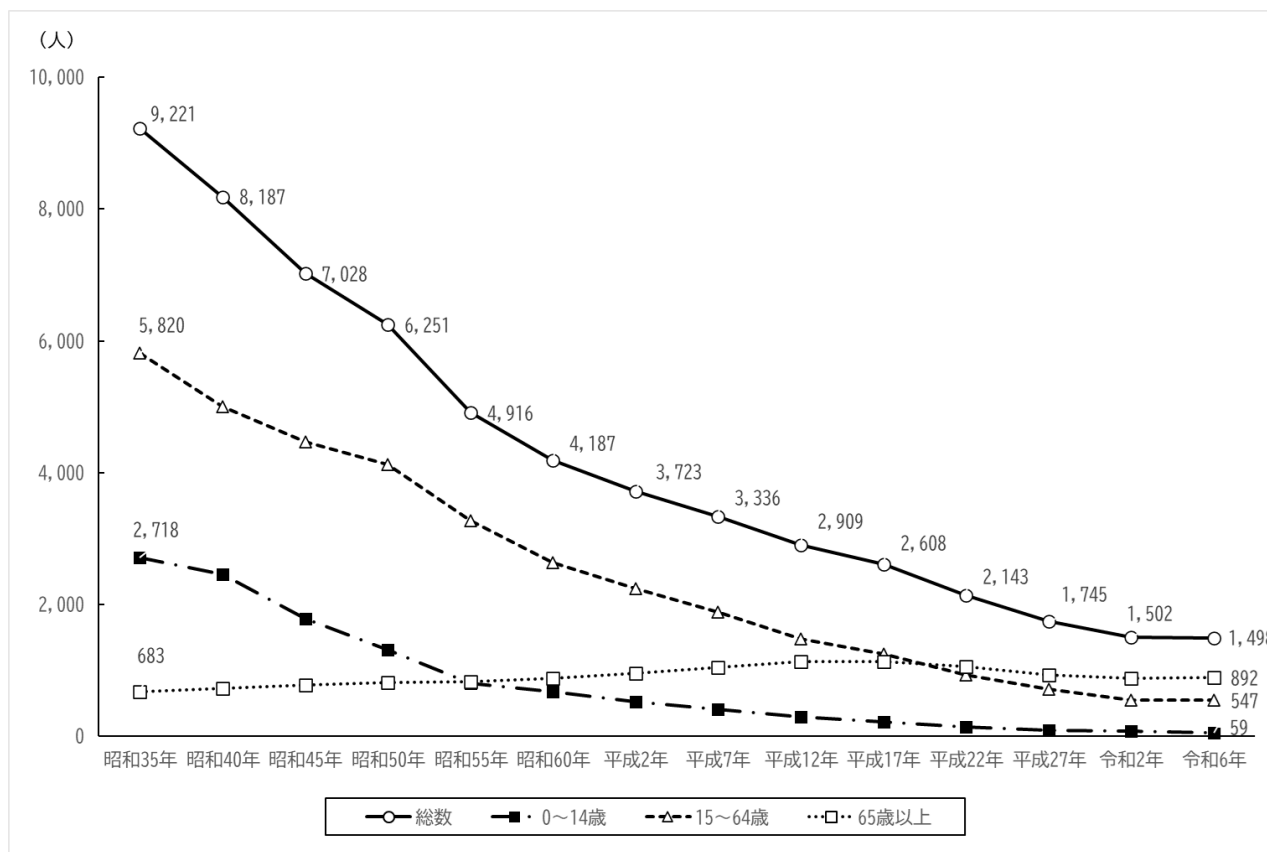
1. 人口の現状分析

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本村の人口は、本村誕生直後の昭和35年（1960年）には9,221人でしたが、徐々に減少しています。昭和55年（1980年）にかけて減少が目立ち、特に0～14歳の年少人口の減少が顕著になっています。その後もゆるやかな減少を続け、令和6年（2024年）には1,498人になっています。

■ 総人口の推移



資料：国勢調査

令和6年12.31住民登録者数

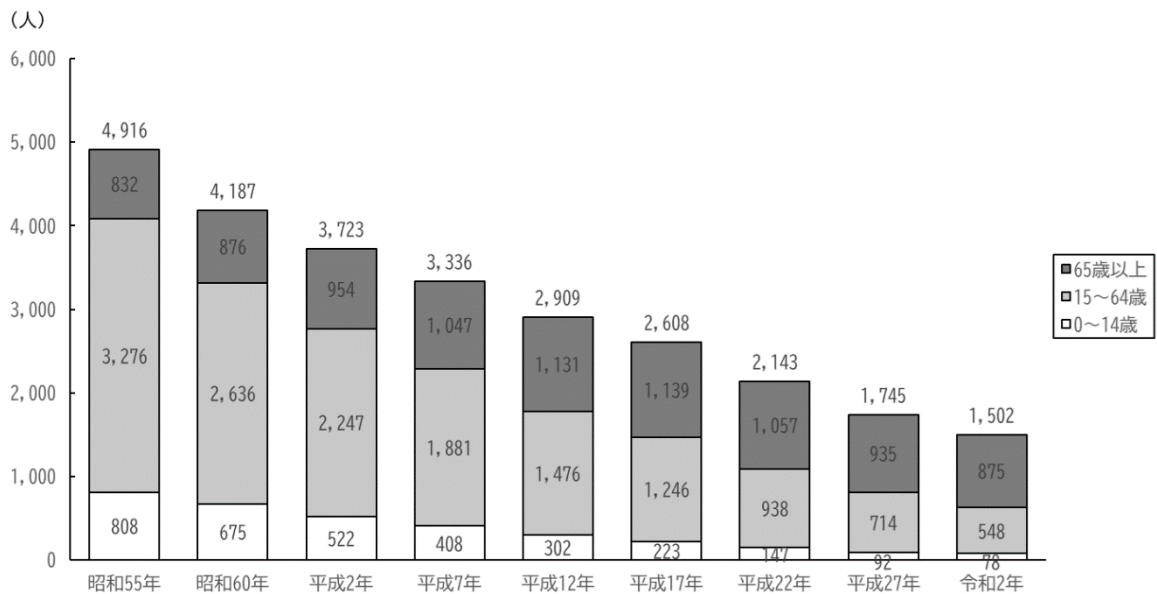
② 年齢3区分別人口の推移

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けています。

65歳以上の高齢者人口は平成17年（2005年）まで増加を続けていましたが、その後減少に転じています。

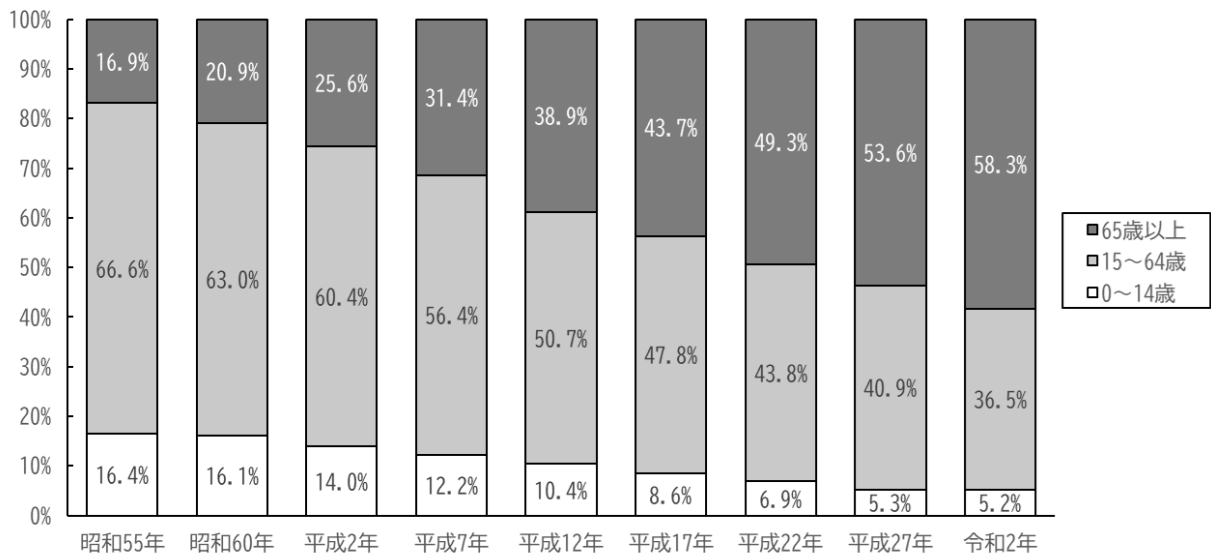
人口比率では、高齢者人口の割合が年々、高くなっています。令和2年（2020年）には58.3%と半数を占めています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口比率の推移

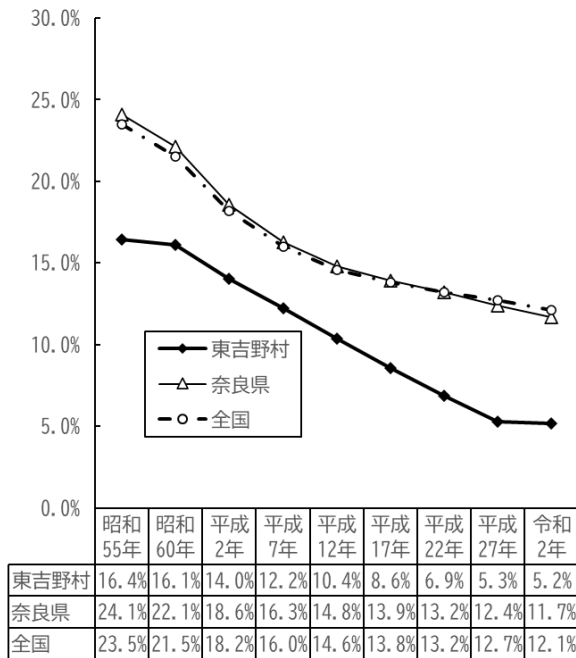


資料：国勢調査

※四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります

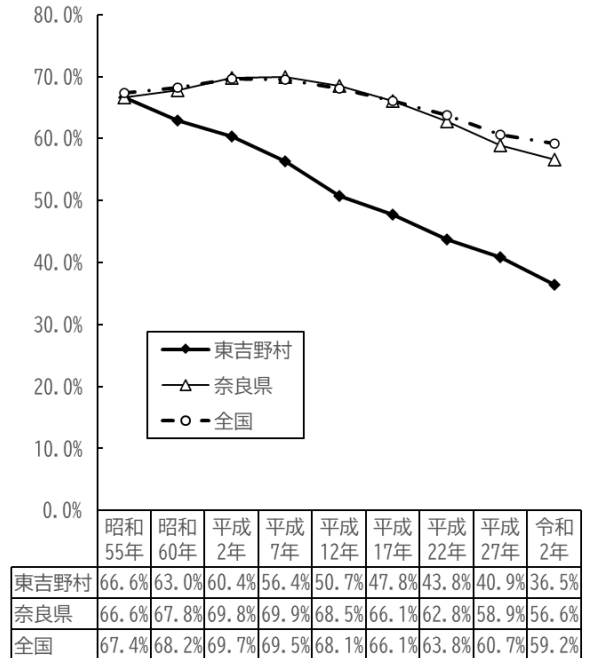
本村の年少人口（0～14歳）比率、生産年齢人口（15～64歳）比率は、いずれも国・県の割合を下回っています。その傾向は年々顕著になってきています。一方、高齢者人口（65歳以上）比率は、国・県に比べて高い割合を示しています。

■年少人口（0～14歳）比率



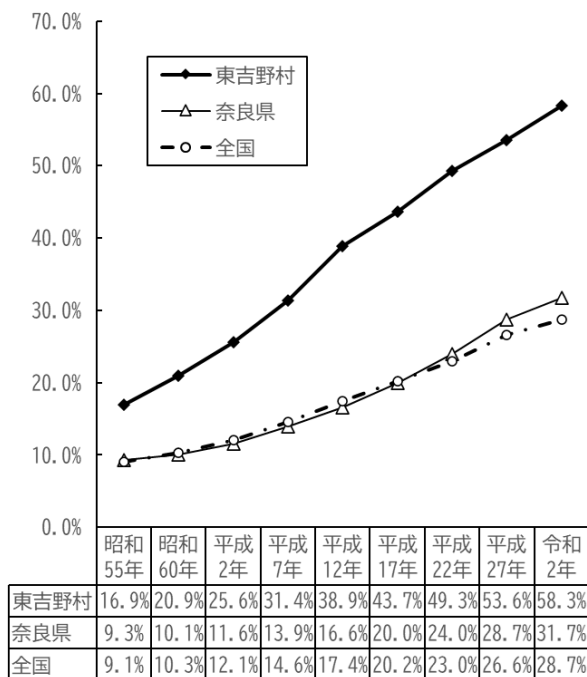
資料：国勢調査

■生産年齢人口（15～64歳）比率



資料：国勢調査

■高齢者人口（65歳以上）比率

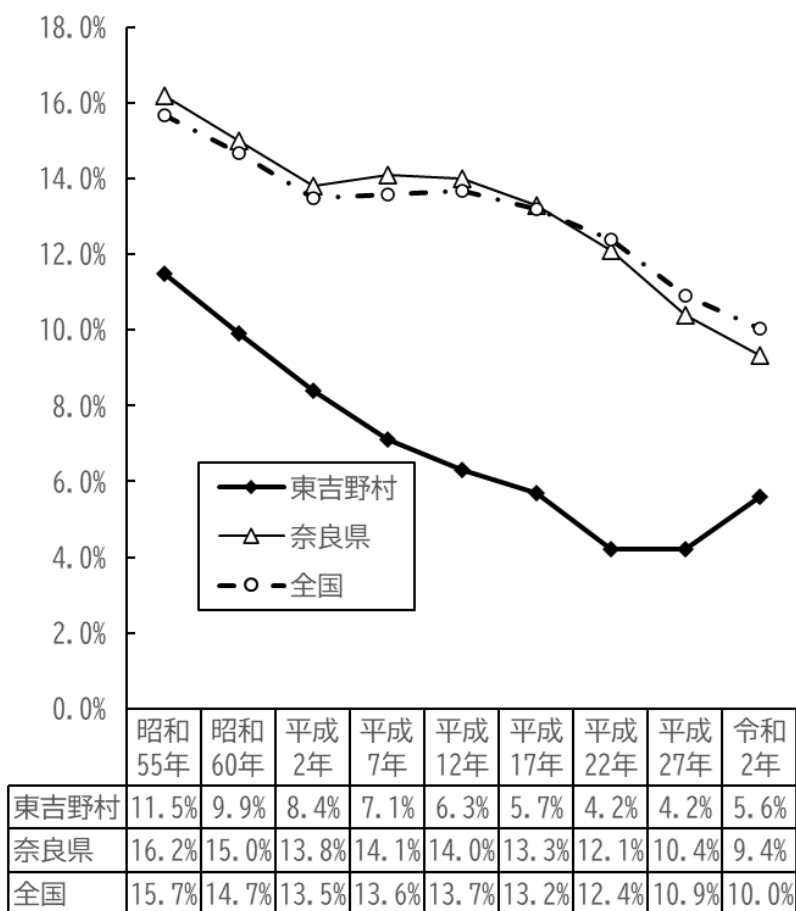


資料：国勢調査

③ 若年女性（20-39 歳）人口比率の推移

人口の再生産力を示す 20～39 歳の若年女性人口の推移をみると、国、県と同様に減少を示しています。国、県に比べると若年女性人口比率は低いですが、高齢化率が高いため、相対的に若い世代の人口比率が低くなっていると考えられます。

■ 若年女性人口比率の推移



資料：国勢調査

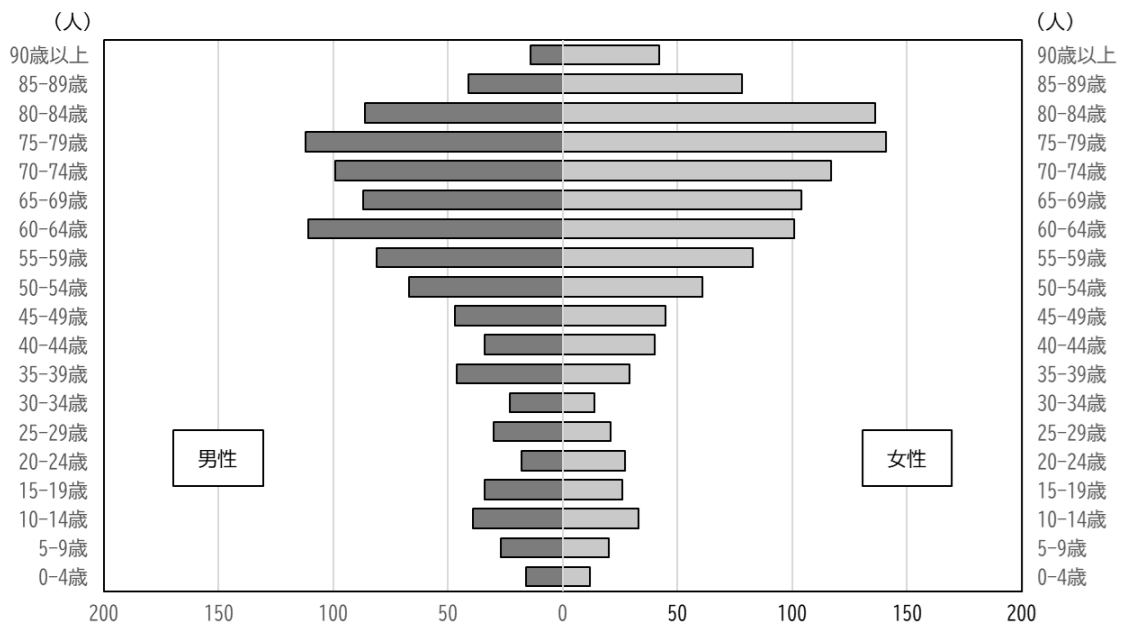
④ 男女別年齢5歳階級別人口の状況

男女別年齢5歳階級別人口の状況をみると、平成22年（2010年）では男女ともに戦前生まれの75歳から84歳が多くなっていますが、令和2年（2020年）では特に男性の減少が目立ちます。

次いで団塊の世代が多くなっていますが、目立った人口の規模とはなっていません。

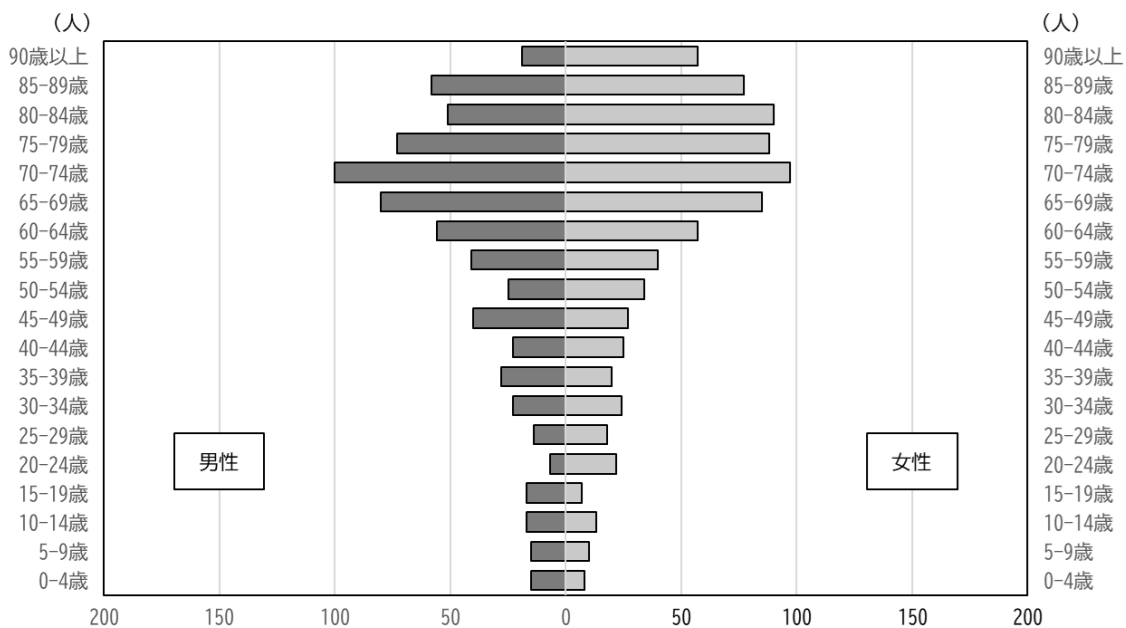
戦前生まれが年を追うごとに減少し、これに続く人口の塊がないことが人口減少の要因となっていると考えられます。

■平成22年



資料：国勢調査

■令和2年



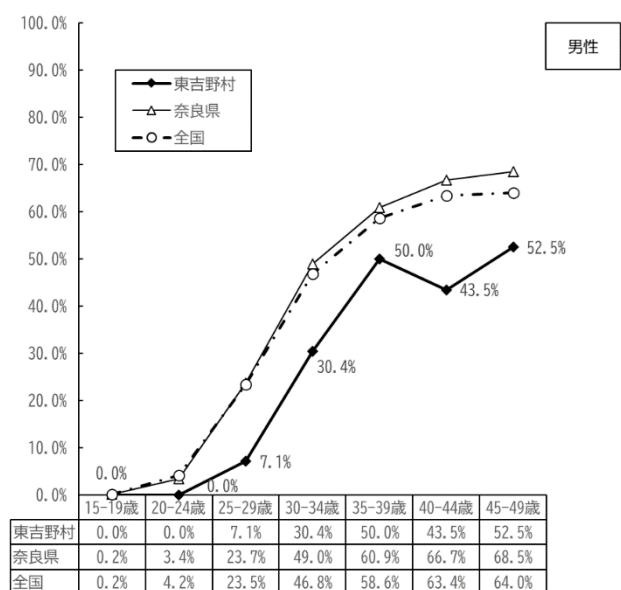
資料：国勢調査

(2) 自然動態の分析

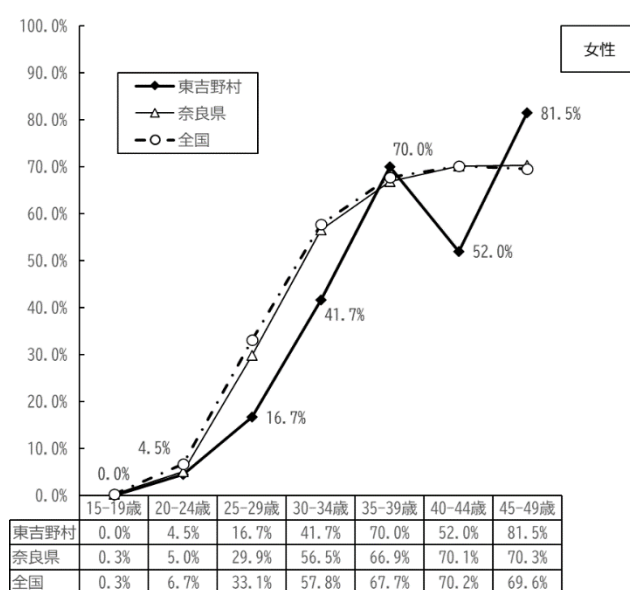
① 婚姻の状況

本村の有配偶率をみると、男性の有配偶率が女性より低く、国、県に比べても下回っています。女性は婚姻を機に村内で居住している人が多いため高くなっていると考えられます。また、男性の有配偶率は年々低くなっています。なお、40～44歳の落ち込みは、全体数が少なく、離婚や死別による影響が表れやすいためとみられます。

■有配偶率（令和2年）

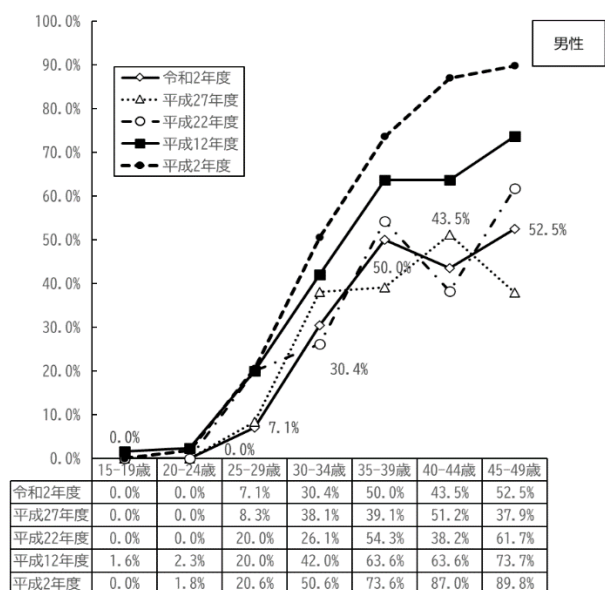


資料：国勢調査

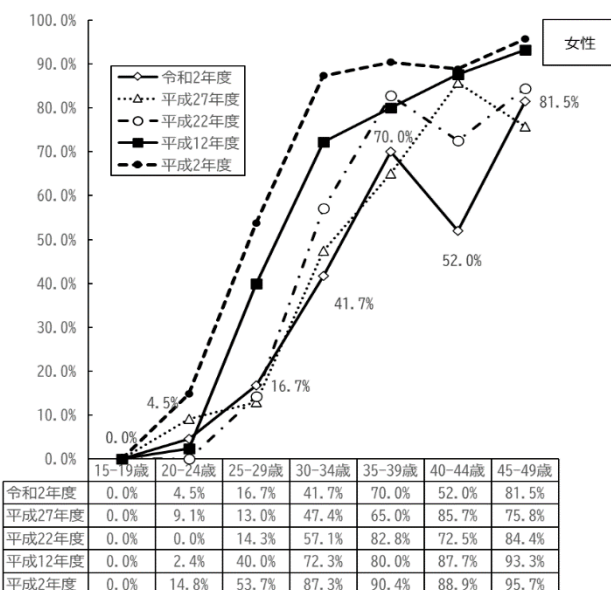


資料：国勢調査

■有配偶率（東吉野村）



資料：国勢調査

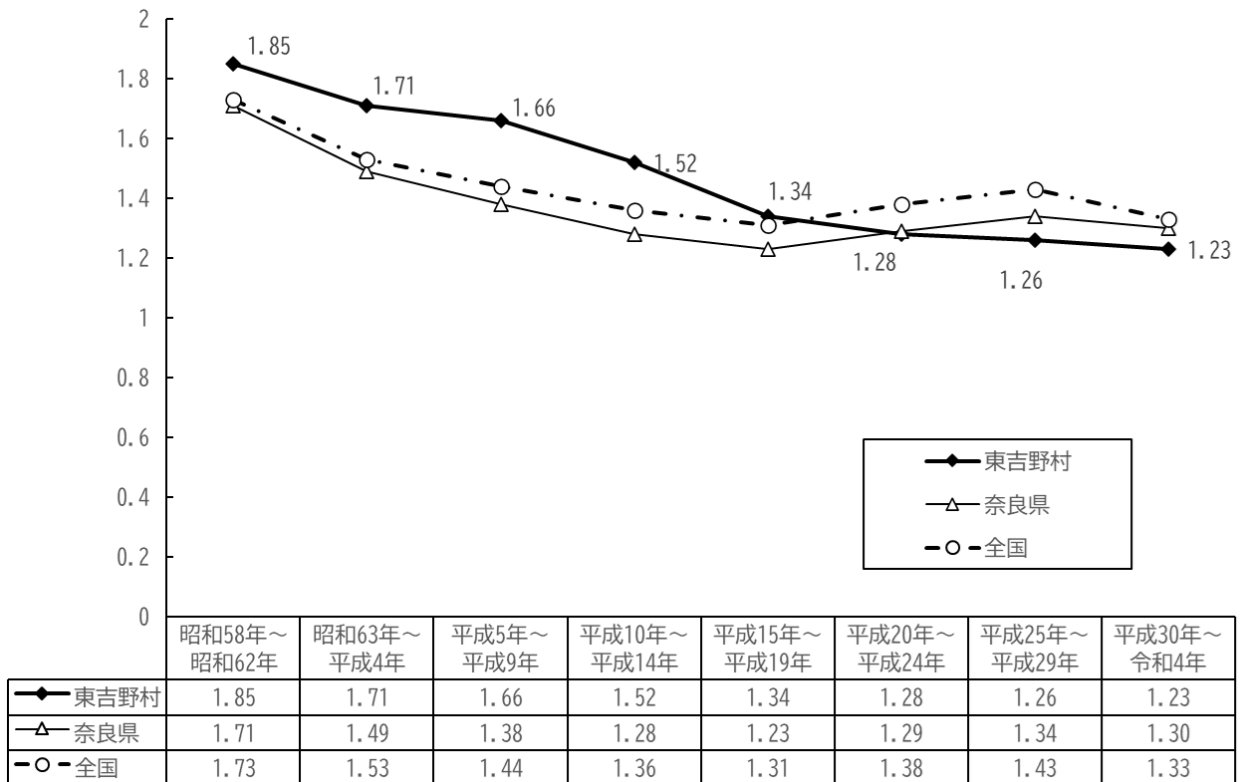


資料：国勢調査

② 出生率の推移

本村の合計特殊出生率の推移をみると、年々減少を続けています。昭和58年（1983年）～昭和62年（1987年）には1.85でしたが、平成30年（2018年）～令和4年（2022年）には、1.23となっています。平成15年（2003年）～平成19年（2007年）年までは国、県の平均を上回っていましたが、平成20年（2008年）～平成24年（2012年）以降は下回っています。

■合計特殊出生率の推移

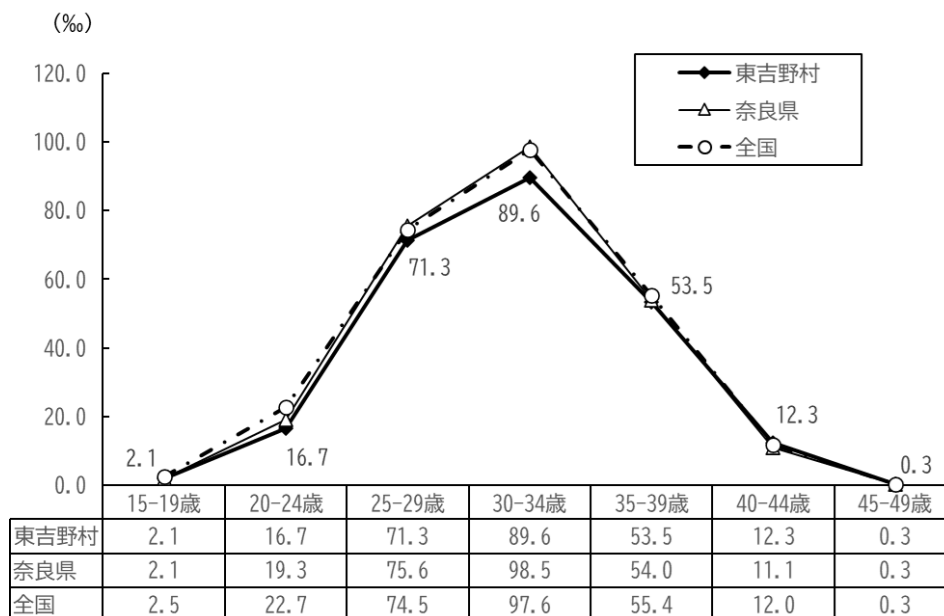


資料：人口動態保健所・市町村別統計

本村の女性千人あたりの出生率をみると、30～34歳の女性の出生率が最も高く、国、県と同様の傾向を示しています。

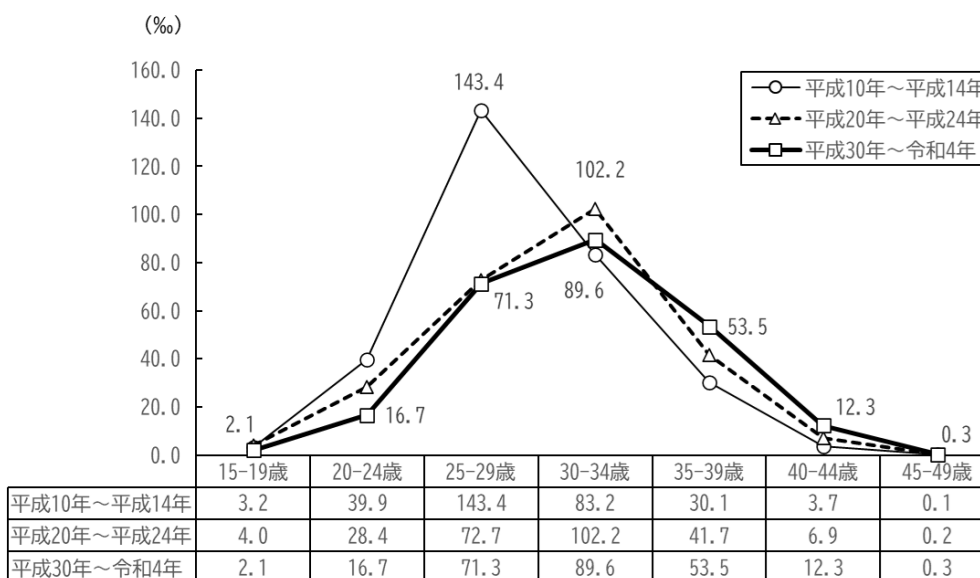
本村の女性千人あたりの出生率では、平成10年（1998年）～平成14年（2002年）には25～29歳がピークで143.4‰でしたが、平成20年（2008年）～平成24年（2012年）では30～34歳とピークが後ろへずれた上、出生率も102.2‰と大きく減少しました。平成30年（2018年）～令和4年（2022年）のピークは10年前から変わりませんが、出生率は89.6‰と引き続き減少傾向にあります。

■年齢別女性千人あたり出生率（平成30年～令和4年）



資料：人口動態保健所・市町村別統計

■女性千人あたり出生率の推移（東吉野村）



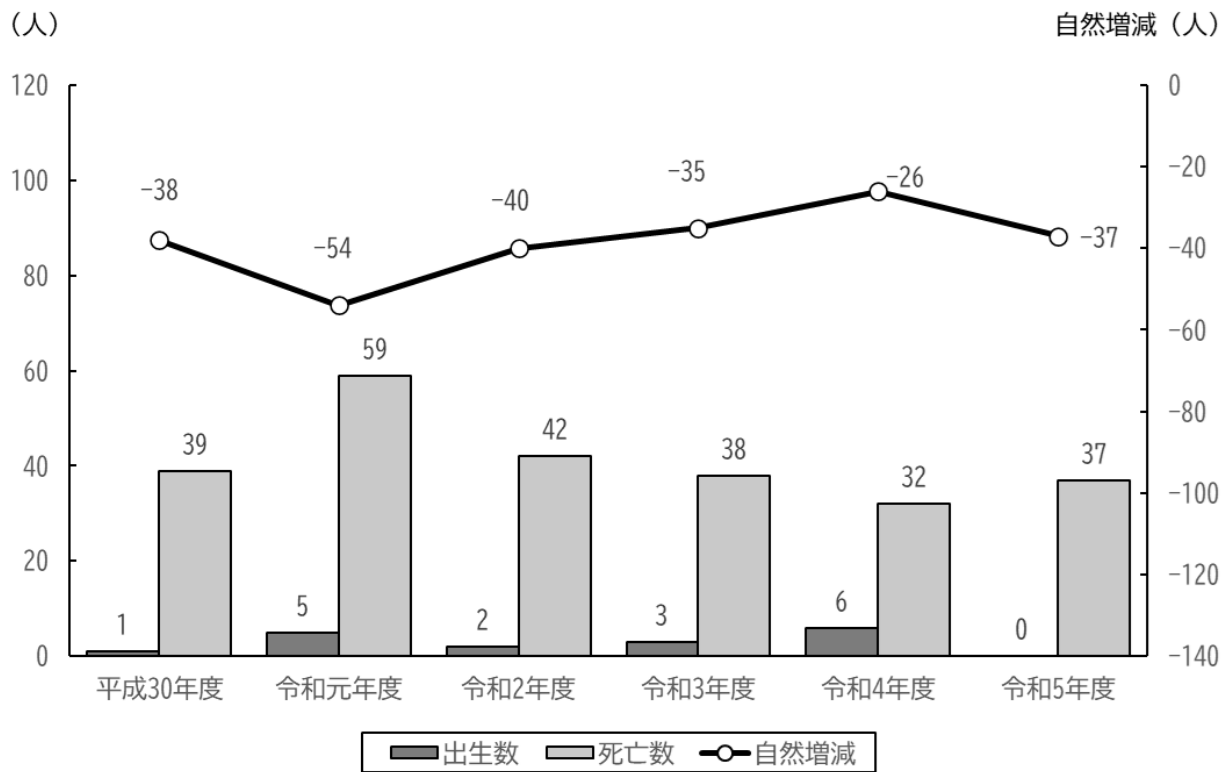
資料：人口動態保健所・市町村別統計

※合計特殊出生率：ひとりの女性が、一生の間に産む子どもの平均数。

③ 出生数と死亡数の推移

本村における出生数と死亡数の状況をみると、死亡数が出生数を大幅に上回る自然減の状況が続いています。出生数はひと桁代が続いていますが、死亡数は毎年30人を上回っています。

■出生数と死亡数の推移



資料：奈良県人口動態統計

※各年度の集計期間は1/1～12/31

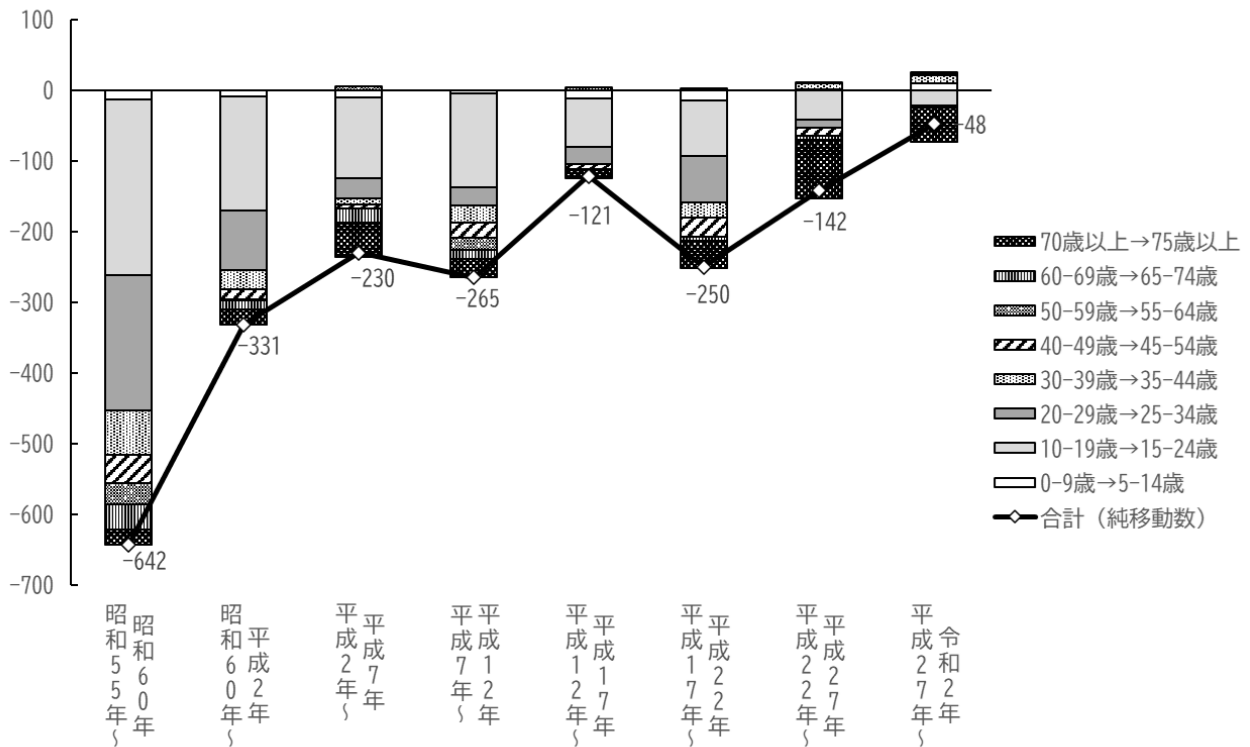
(3) 社会動態の分析

① 純移動数の推移

昭和 55 年（1980 年）以降の本村における純移動数の推移をみると、昭和 55 年（1980 年）→ 昭和 60 年（1985 年）の転出人口が著しく、その後徐々に落ち着いていますが、依然として転出が多い状況となっています。「10-19 歳→15-24 歳」「20-29 歳→25-34 歳」の転出が顕著で、進学や就職が原因と推測できます。

■ 年齢別純移動数の推移

純移動数（人）

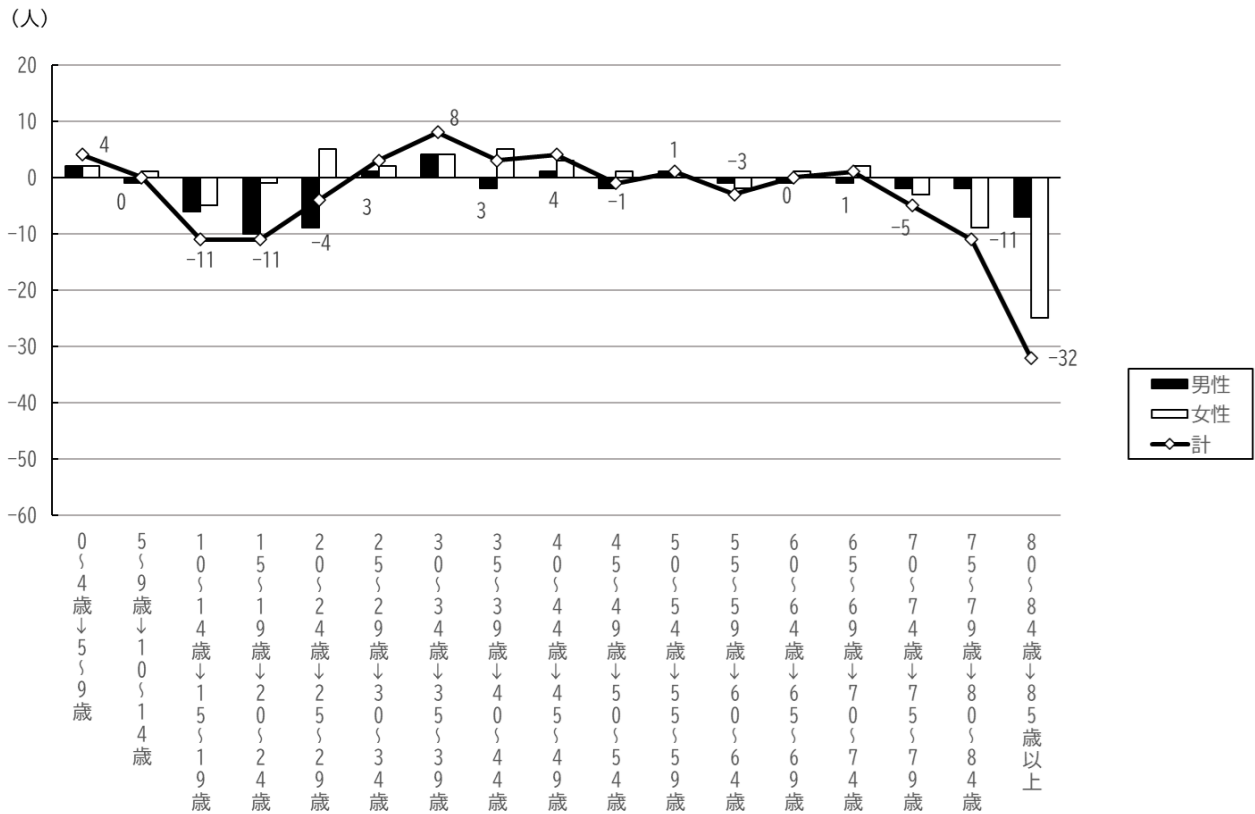


資料：国勢調査に基づく推計値

② 男女別年齢別純移動

平成 27 年から令和 2 年の男女別・年齢別の移動の状況をみると、若い世代及び高齢世代で転入よりも転出が上回っています。若い世代は進学や就職を機に村を離れているケースが多いと考えられます。また「70-74 歳→75-79 歳」以上は、施設入所等により村を離れるケースが多いと考えられます。

■男女別年齢別純移動（平成 27 年→令和 2 年）



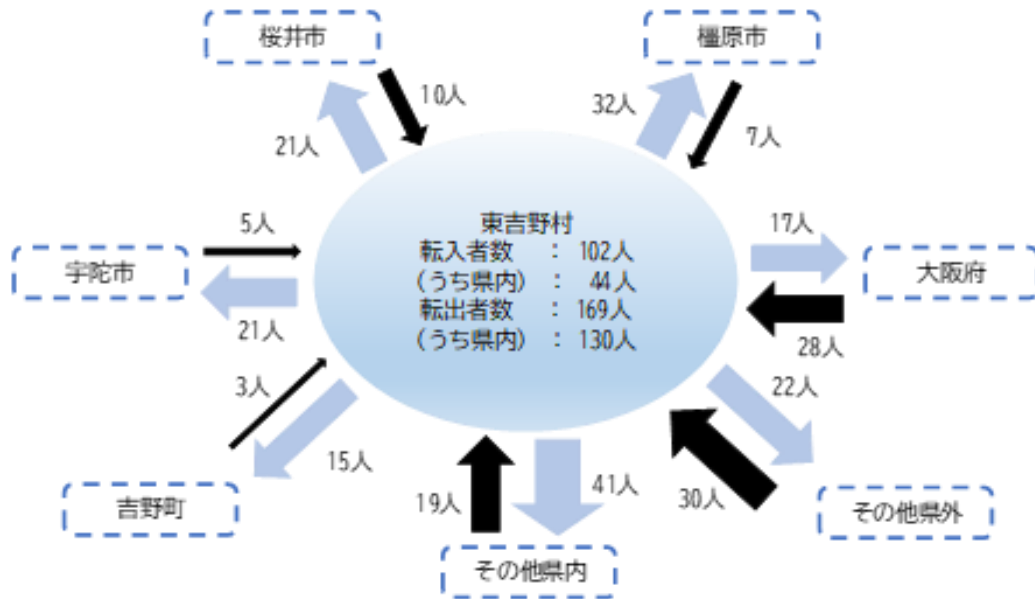
資料：国勢調査に基づく推計値

③ 転入元・転出先

令和2年（2020年）の国勢調査による転入元・転出先の人口移動をみると、県内における転入元は桜井市が最も多い10人、次いで橿原市の7人となっています。県内における転出先は最多が橿原市の32人、次いで桜井市、宇陀市の21人です。

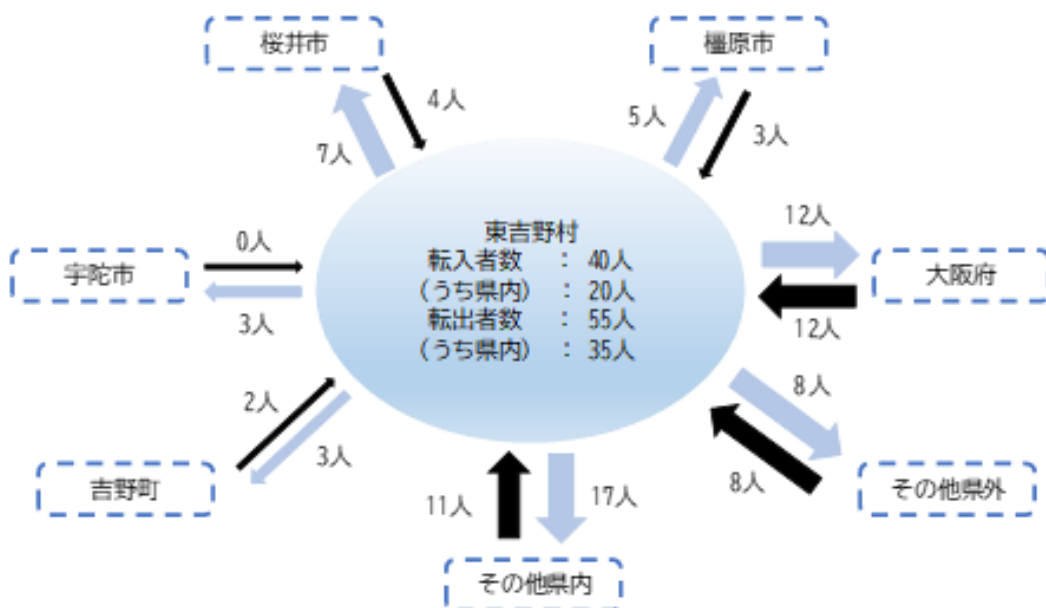
令和2年の奈良県推計人口調査でも同様の傾向がみられます。

■転入元・転出先（令和2年・5年前の住居地より）



資料：国勢調査

■転入元・転出先（令和2年）



資料：奈良県推計人口調査

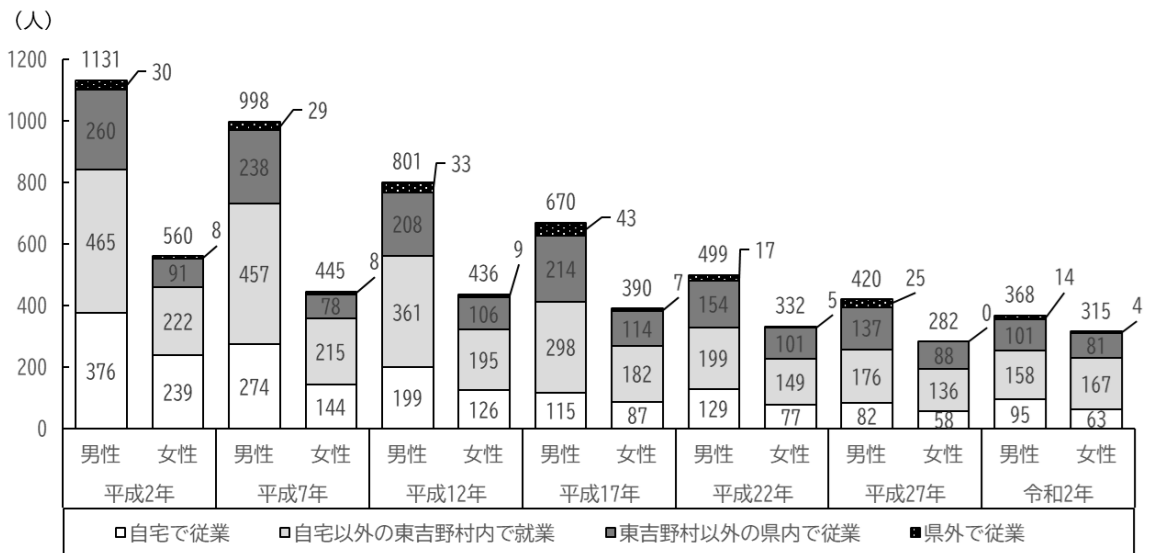
2. 雇用や就労等の状況

(1) 産業人口及びその就労形態

① 就労場所別就業人口

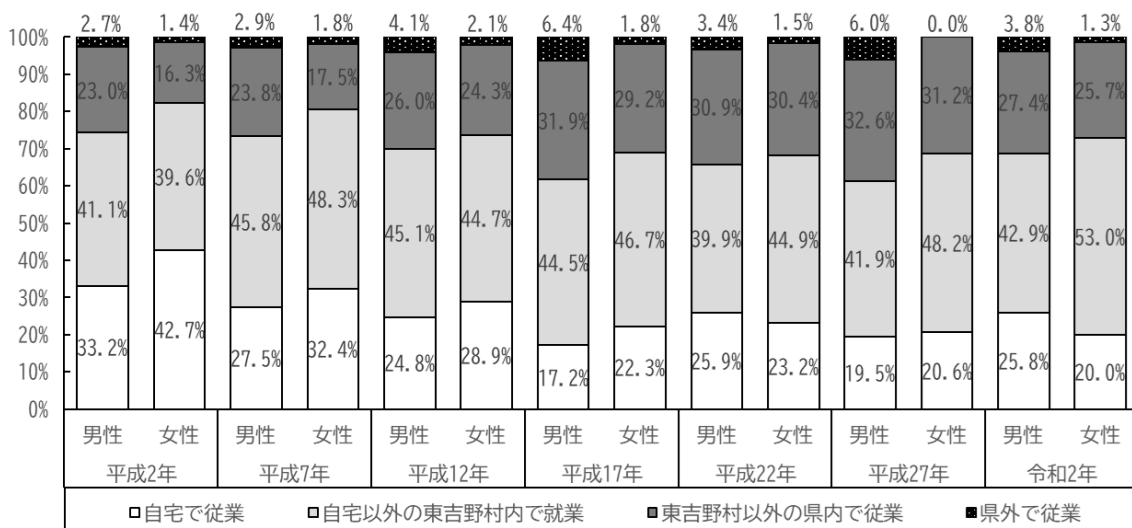
本村の就業人口は、平成2年（1990年）は男性1,131人、女性560人でしたが、令和2年（2020年）には男性368人、女性315人と減少しています。就労場所では、平成2年（1990年）は男女ともに「自宅で従業」「自宅以外の東吉野村内で従業」の割合が高いものの、それ以降は「東吉野村以外の県内で従業」の割合が増加していました。しかし、令和2年には男女ともに「自宅以外の東吉野村内で従業」の割合が増加しており、これまで取り組んできた「しごと」づくりが一定の効果を出していることがうかがえます。

■ 就労場所別就業人口の推移



資料：国勢調査

■ 就労場所別就業人口割合の推移

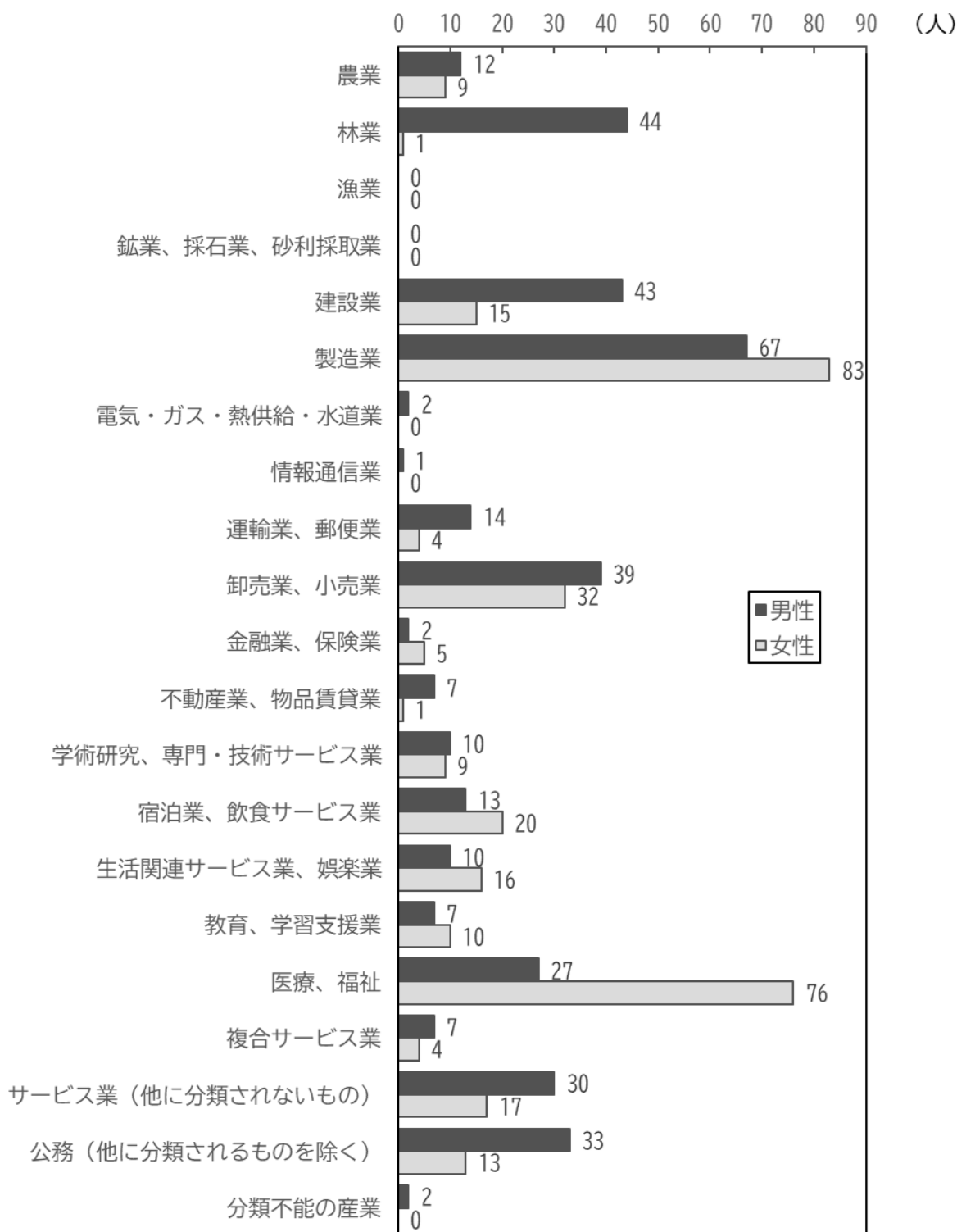


資料：国勢調査

② 男女別産業別就業者数（15歳以上）

令和2年（2020年）の男女別産業別就業者数をみると、男性は「製造業」が67人と最も多く、次いで林業44人となっています。女性も「製造業」が83人と最も多く、次いで「医療、福祉」が76人、「卸売業、小売業」が32人となっています。

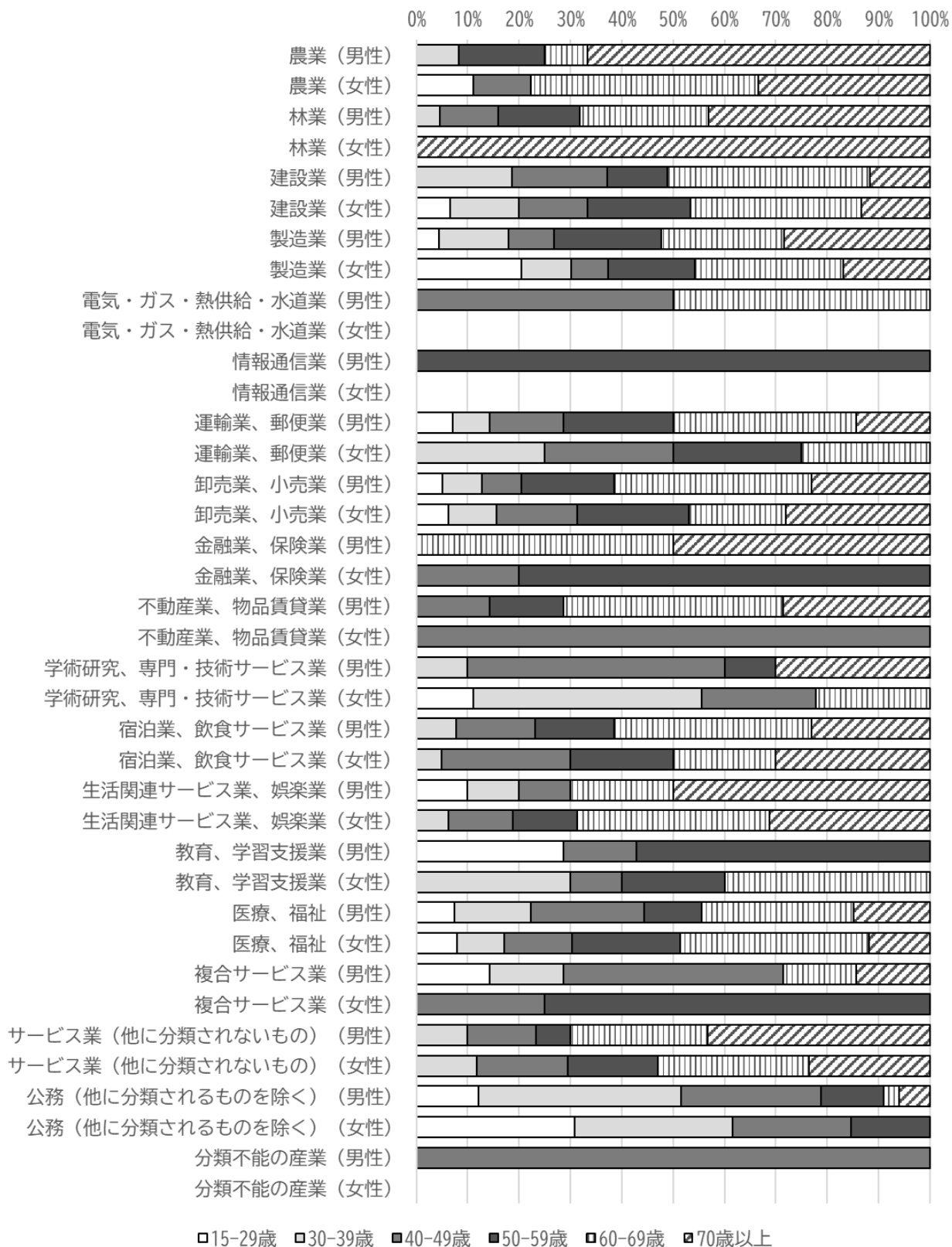
■男女別産業別就業者数（令和2年）



資料：国勢調査

男女別産業別年齢別就業者率をみると、「林業」「製造業」の男性は60歳以上が半数以上を占めています。「製造業」は男女ともに、60歳以上の比率が50%近くあり、「生活関連サービス業、娯楽業」は男女ともに、60歳以上の比率が高くなっています。

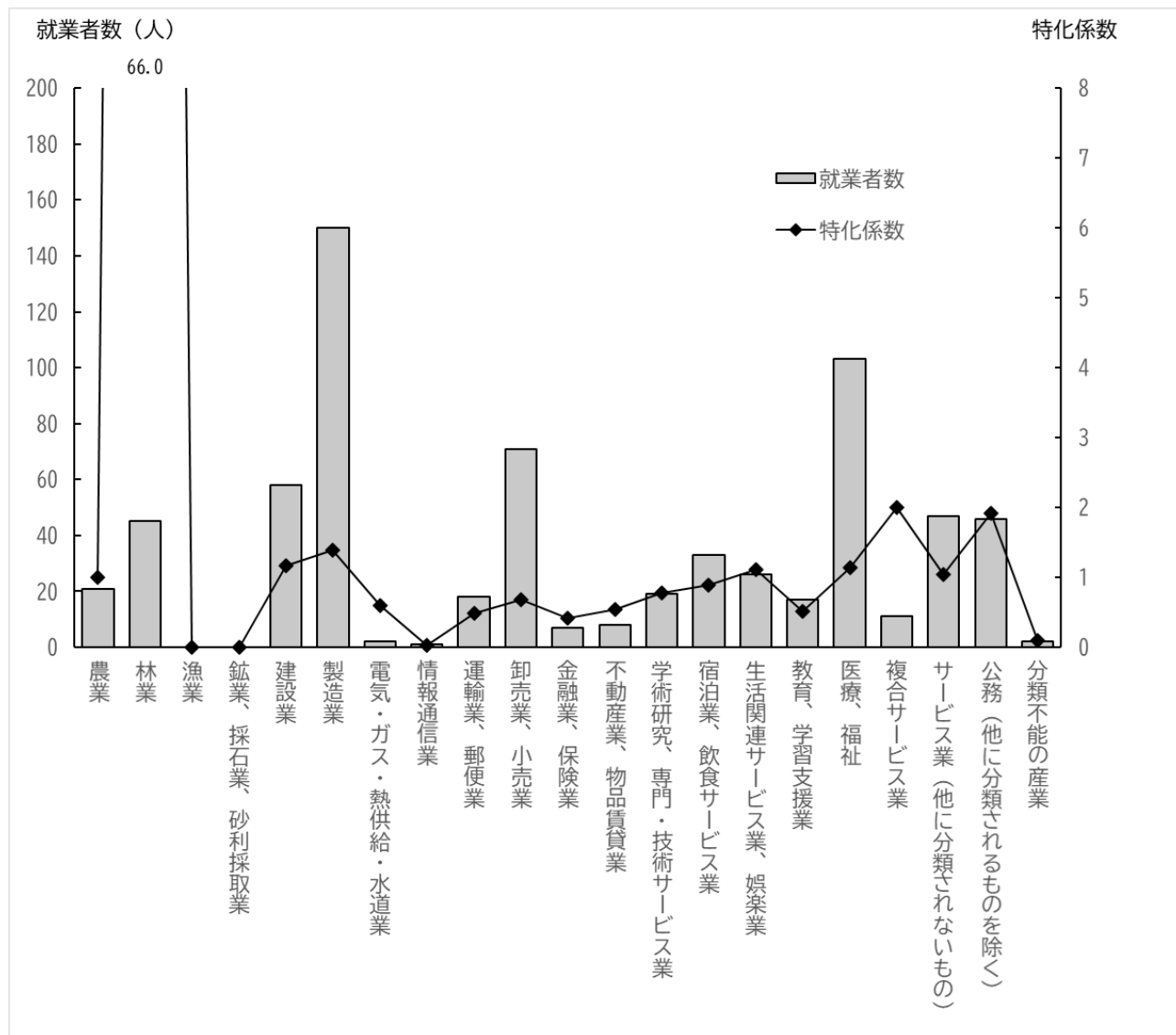
■男女別産業別年齢別就業者率（令和2年）



資料：国勢調査

産業別特化係数をみると、「林業」が66.0と突出しており、次いで「複合サービス事業」「公務（他に分類されるものを除く）」が高くなっています。

■ 産業別特化係数



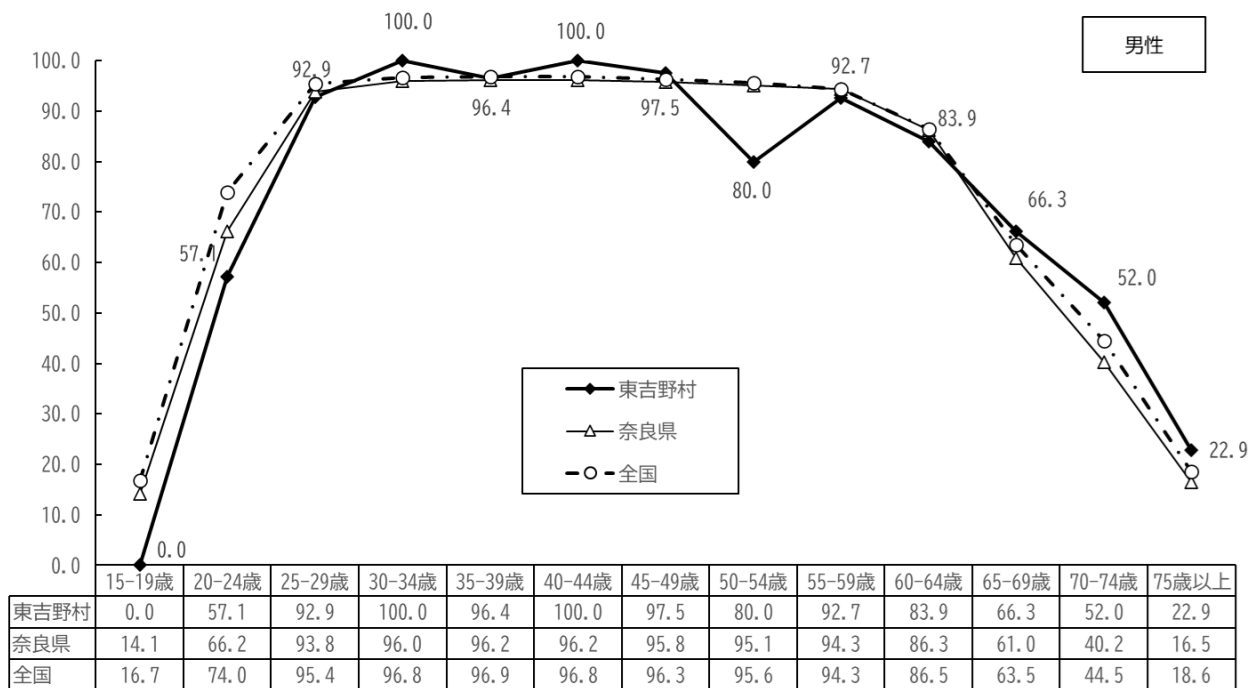
資料：国勢調査

※産業別特化係数：ある産業の比率を、同じ産業の全国比率と比較したもの。数値が「1」以上であれば、その産業は全国より特化しているといえる。「本村の産業比率÷全国の産業比率」で求められる。

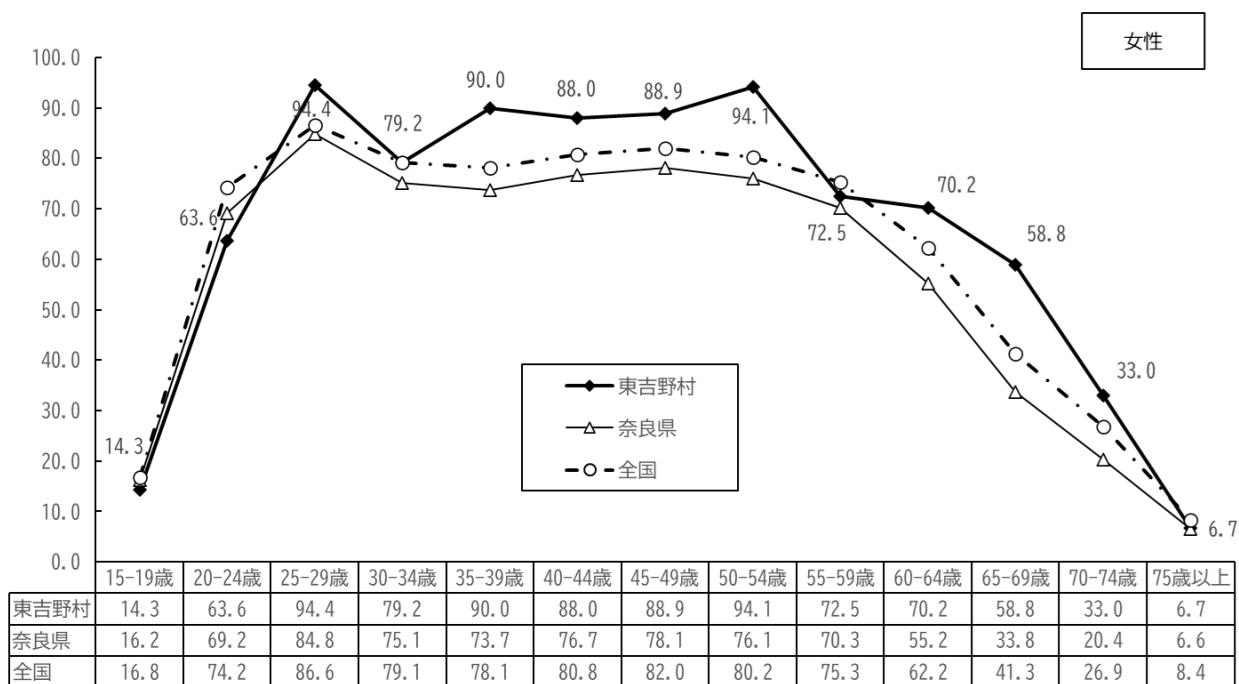
③ 労働力率

労働力として経済活動に参加している人の割合を示す労働力率をみると、男性は、「30-34歳」「40-44歳」「45-49歳」と65歳以上で、女性は25歳から54歳および60歳から74歳で国、県平均よりも特に高い数値を示しています。

■ 年齢別労働力率（令和2年）



資料：国勢調査



資料：国勢調査

3. 人口の将来推計と分析

(1) 推計人口

① 推計方式

出生・死亡・移動について、一定の仮定を設定した以下の4パターンを用いて将来人口を推計します。いずれも令和2年（2020年）の人口を基準とし、令和32年（2050年）までの推計とします。

《推計方式》	《出生・死亡に関する仮定》	《移動に関する仮定》	2050年 《推計人口》
I (国立社会保障・人口問題研究所に準拠)	実績値の動向をもとに仮定を設け、将来人口を推計	地域別の人口移動傾向が2045～2050年まで継続すると仮定	443人
合計特殊出生率が上昇			
II	合計特殊出生率が2030年までに人口置換水準（2.07）まで上昇すると仮定	同上	485人
人口移動が均衡			
III	同上	純移動率が2030年までにゼロ（均衡）で推移すると仮定	680人
転入者が増加			
IV	同上	純移動率を2030年以降5.3%増で推移すると仮定	896人

※国立社会保障・人口問題研究所：平成8年（1996年）に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した国立の研究機関

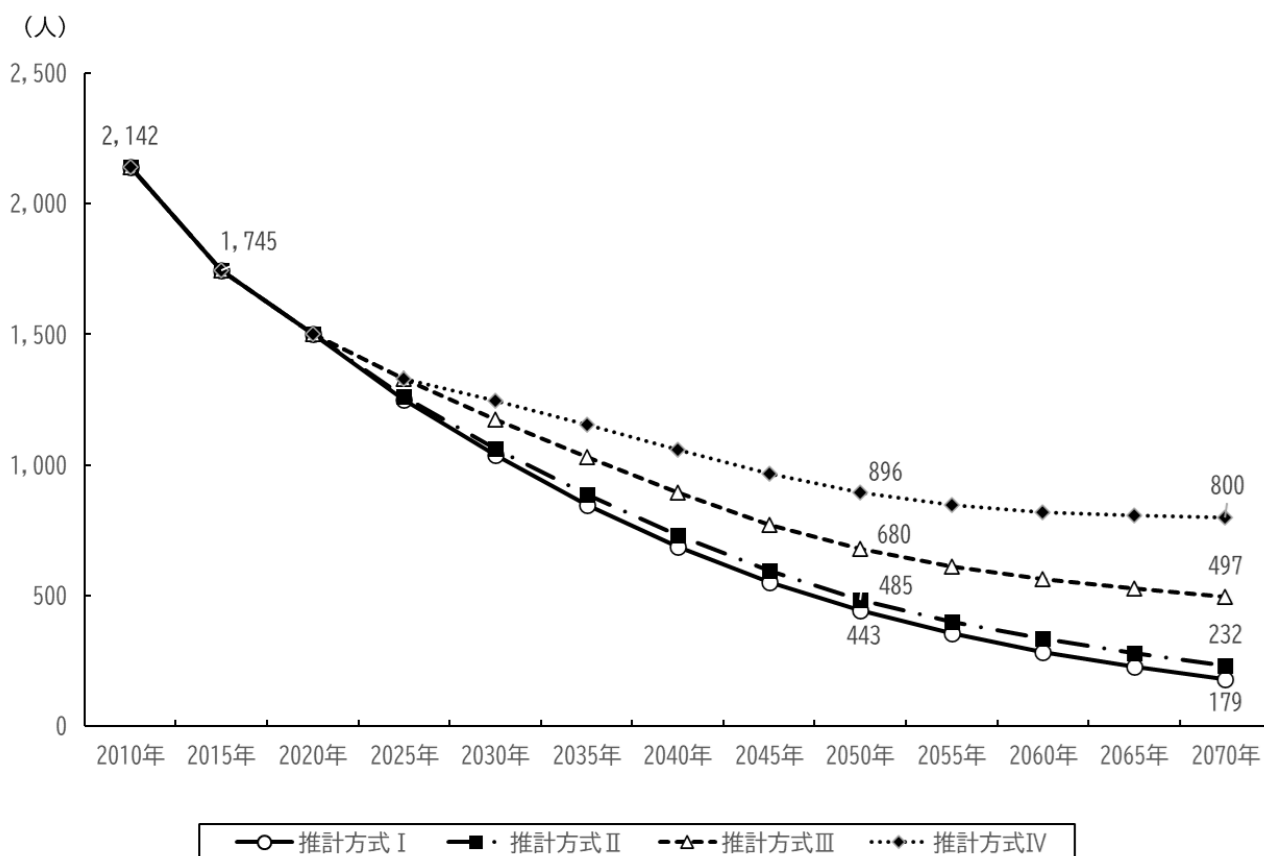
※人口置換水準：合計特殊出生率において、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる水準をいう。若年期の死亡率が低いほど、この水準値は低くなる。

② 総人口の推計

4つの推計方式によって令和32年(2050年)の将来人口を推計した結果、推計方式「Ⅰ」が443人、「Ⅱ」が485人、「Ⅲ」が680人、「Ⅳ」が896人となっています。

「Ⅰ」の推計では、人口動向により転出人口が転入人口を上回る転出超過基調にあります。出生率が上昇したと仮定した「Ⅱ」では、令和32年(2050年)の総人口が485人、出生率が上昇し、かつ人口移動が均衡したと仮定する「Ⅲ」では、令和32年(2050年)の総人口が680人と推計され、地方創生等の取り組みにより転入者の増を見込む「Ⅳ」では896人と、「Ⅰ」に比べると、それぞれ42人、237人、453人多くなると推計されます。

■推計方式別人口推計



資料：国提供人口推計用ワークシート

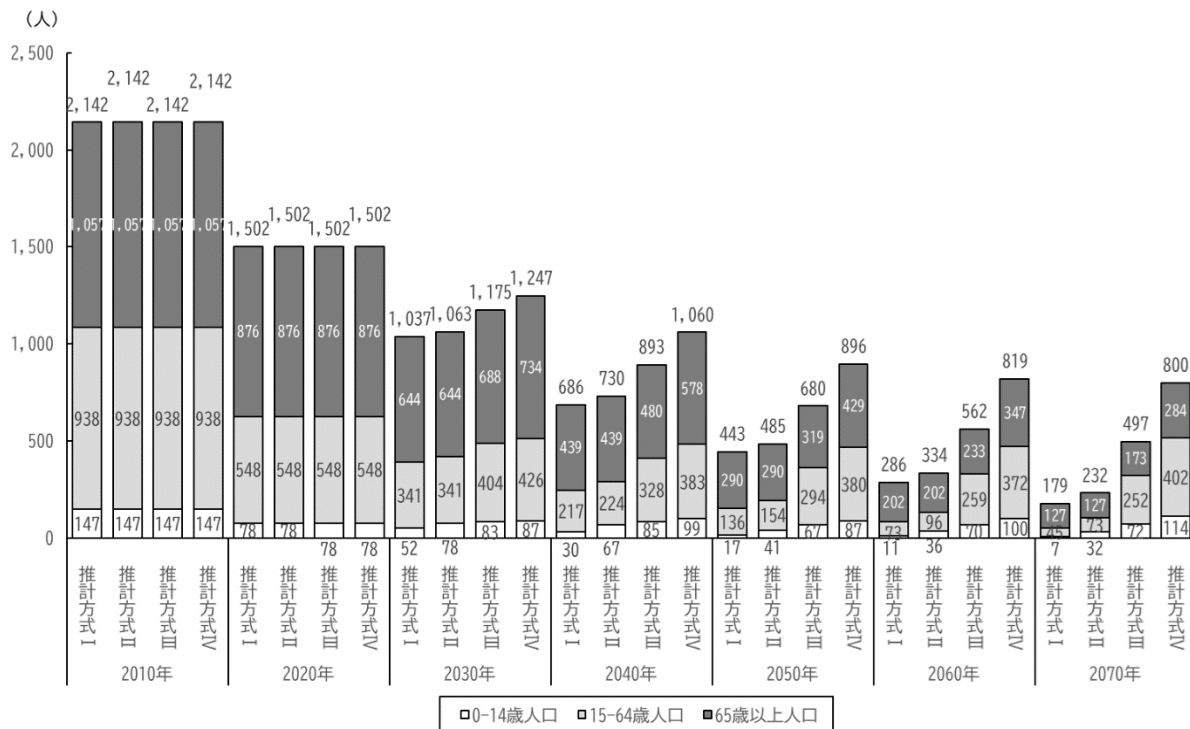
③ 年齢3区分別人口等の推計

4つの推計方式ごとに、年齢3区分別人口及び20-39歳女性人口を推計した結果、「Ⅰ」に比べて「Ⅱ」、さらに「Ⅱ」に比べて「Ⅲ、Ⅳ」の生産年齢人口の減少率が小さくなっています。20-39歳女性人口については、出生率が上昇し、人口移動が均衡すると仮定した「Ⅲ」では、令和32年（2050年）以降、増加すると推計されています。

年少人口については、「Ⅰ」「Ⅱ」に比べて「Ⅲ」「Ⅳ」の減少率が小さくなっています。

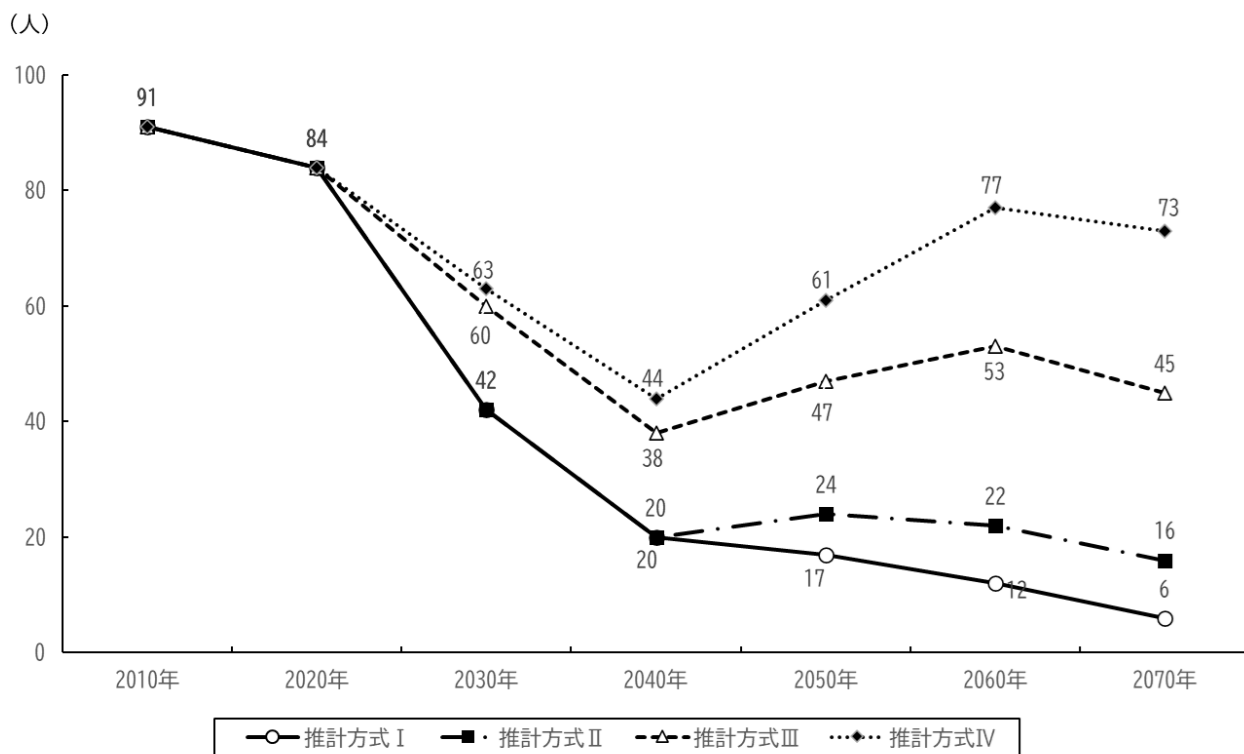
推計の考え方		2010年	2050年	2070年
推計方式Ⅰ （国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）に準拠）	総人口	2,142	443	179
	年少人口	147	17	7
	生産年齢人口	938	136	45
	65歳以上人口	1,057	290	127
	20-39歳女性人口	91	17	6
推計方式Ⅱ 人口移動は現状と変わらず、合計特殊出生率が2030年までに2.07に上昇	総人口（人）	2,142	485	232
	年少人口	147	41	32
	生産年齢人口	938	154	73
	65歳以上人口	1,057	290	127
	20-39歳女性人口	91	24	16
推計方式Ⅲ 合計特殊出生率が2030年までに2.07に上昇し、転入・転出が同数となったと仮定	総人口	2,142	680	497
	年少人口	147	67	72
	生産年齢人口	938	294	252
	65歳以上人口	1,057	319	173
	20-39歳女性人口	91	47	45
推計方式Ⅳ 合計特殊出生率が2030年までに2.07に上昇し、2030年以降純移動率を5.3%増で推移すると仮定	総人口	2,142	896	800
	年少人口	147	87	114
	生産年齢人口	938	380	402
	65歳以上人口	1,057	429	284
	20-39歳女性人口	91	61	73

■推計方式別年齢3区分別人口の推移



資料：国提供人口推計用ワークシート

■推計方式別人口推計（若年女性人口）



資料：国提供人口推計用ワークシート

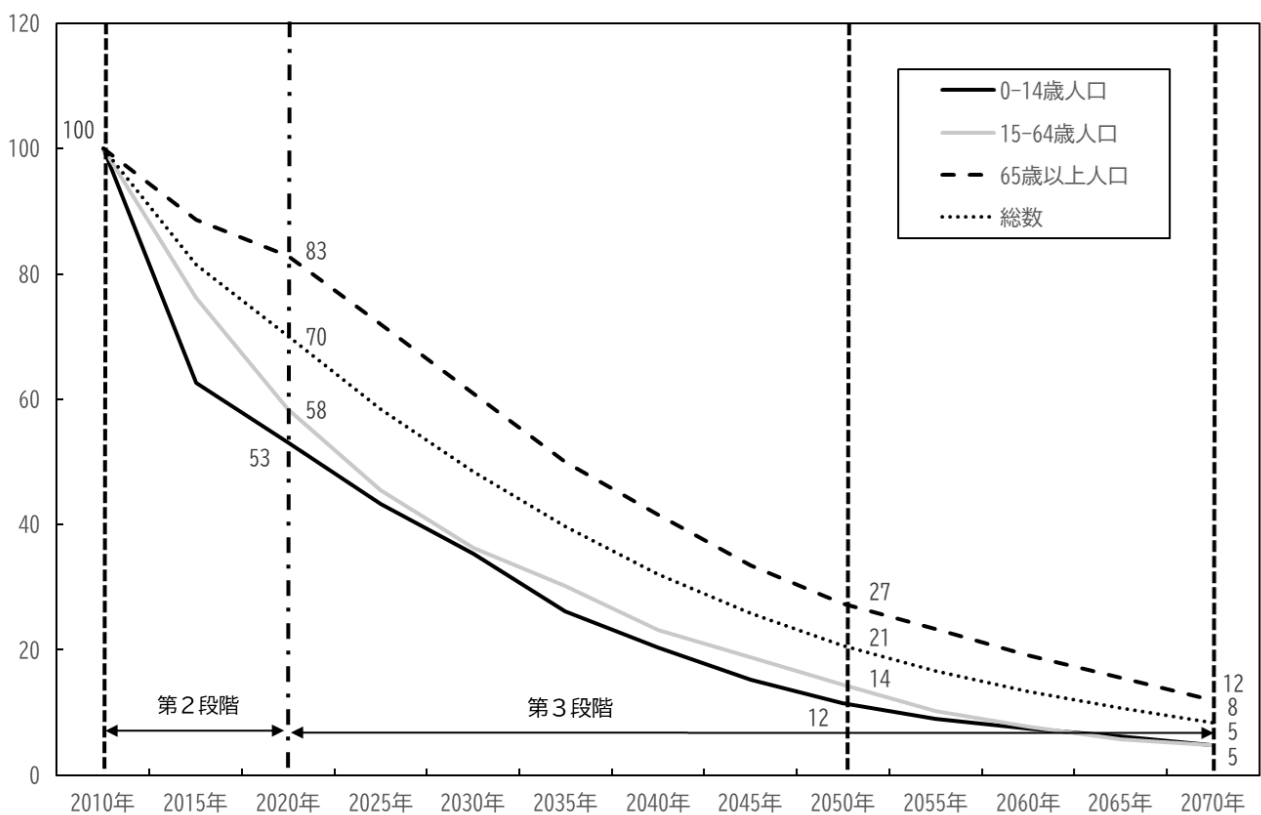
(2) 推計人口に関する分析

① 人口減少段階の分析

人口の減少段階は、一般的に、「第1段階：老年人口増加＋生産年齢・年少人口減少」、「第2段階：老年人口維持または微減＋生産年齢・年少人口減少」、「第3段階：老年人口減少＋生産年齢・年少人口減少」の3つの段階を経て進行するといわれています。

本村では、平成22年（2010年）以降、すでに65歳以上の老年人口の減少が始まっており、本格的な人口減少段階に入っています。

■人口の減少段階（社人研推計による）



資料：国提供人口推計用ワークシート

② 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

将来人口に及ぼす、自然増減（出生・死亡）と社会増減（人口移動）の影響度について分析した結果、自然増減の影響度が「3（105～110%）」、社会増減の影響度が「5（130%以上）」となっています。転出の抑制や転入を促進する施策に加え、出生率の上昇につながる施策に取り組むことが、人口減少を抑えることに効果的だと考えられます。

推計方法	I	II	III	IV	II / I	III / II	IV / II
2050年推計人口	443	485	680	896	109.5	140.2	184.7

↓	↓	↓
自然増減の影響度	社会増減の影響度	社会増減の影響度
3	5	5

影響度分析の考え方

	推計方式 I	推計方式 II	推計方式 III	推計方式 IV
出生・死亡に関する仮定	実績値の動向をもとに仮定を設け、将来人口を推計	合計特殊出生率が2030年までに人口置換水準（2.07）まで上昇すると仮定	同左	同左
移動に関する仮定	地域別の人口移動傾向が2040～2045年まで継続すると仮定	同左	純移動率が2030年までにゼロ（均衡）で推移すると仮定	純移動率を2030年以降5.3%増で推移すると仮定

自然増

社会増

社会増

$$X = \frac{\text{推計方式 II の 2050 年の総人口}}{\text{推計方式 I の 2050 年の総人口}}$$

自然増減

X < 100%	→	影響度「1」
100% ≤ X < 105%	→	影響度「2」
105% ≤ X < 110%	→	影響度「3」
110% ≤ X < 115%	→	影響度「4」
115% ≤ X	→	影響度「5」

$$Y = \frac{\text{推計方式 III or IV の 2050 年の総人口}}{\text{推計方式 II の 2050 年の総人口}}$$

社会増減

Y < 100%	→	影響度「1」
100% ≤ Y < 110%	→	影響度「2」
110% ≤ Y < 120%	→	影響度「3」
120% ≤ Y < 130%	→	影響度「4」
130% ≤ Y	→	影響度「5」

第3章 本村のめざすべき将来の方向

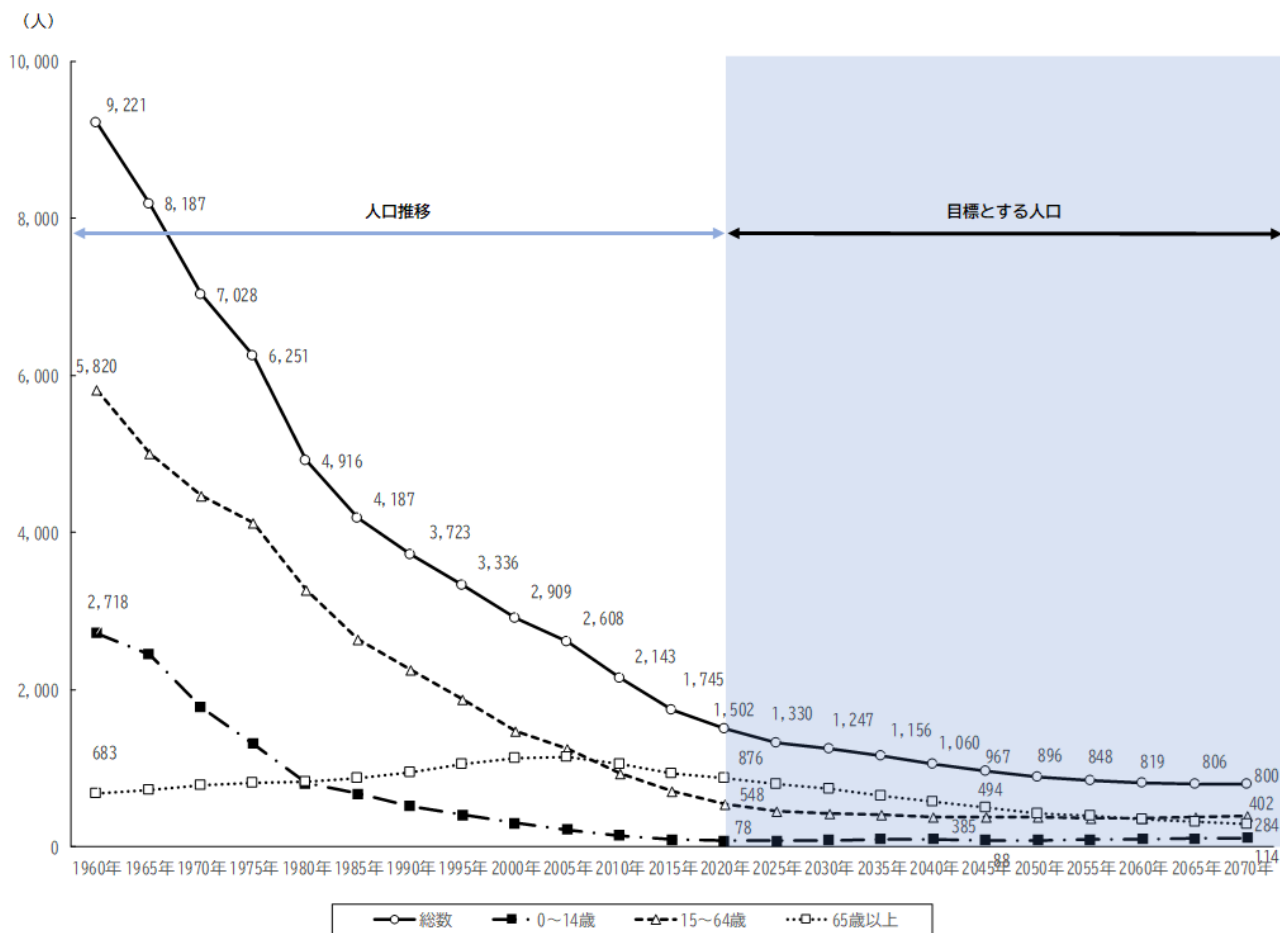
1. 人口の将来展望

全国的に人口減少社会を迎える中、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本村の令和52年（2070年）の人口は179人と見込まれています。

今後、現在の村の人口を支えている戦前生まれの世代や団塊の世代が減少するとともに、全国的な傾向と同様に少子化が一層進むと見込まれます。さらに、若い世代が少なく、特に若い女性の人口が少ないことが、人口減少に拍車をかける要因となっています。

このため本村では、転出を抑制するとともに、出産や子育てしやすい村づくりを進めることで出生率の向上と子育て世代の移住を促進し、活力ある村の維持に取り組みます。

しかしながら、現在の人口からは大きく減少することはやむを得ない状況でもあり、本計画における目標人口は令和52年（2070年）に800人程度とします。



資料：2020年までは国勢調査

2020年以降は、2020年の人口をもとにした人口推計

2. 施策の方向性

(1) 生活を支える雇用を創出する

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するためには、まず「しごと」づくりに取り組む必要があります。基幹産業である林業の振興、そして新しい仕事づくりに取り組みます。

(2) 都市と地方のつながりを築き、移住・交流を促進し、新しい人の流れをつくる

人口減少に歯止めをかけるためには、村内在住者の転出を抑制するとともに、村内への移住を促進することが必要です。特に、高齢化が著しいことから、若い世代が定住・移住しやすい条件整備が求められています。村内の空き家を活用し、移住者を増やすとともに、観光・交流に力を入れ、関係・交流人口の増加に取り組みます。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

少子高齢化に歯止めをかけ、活気のある村にするためには、結婚・出産・子育てをしやすい村づくりが必要です。若い世代のニーズに応えられる保育環境を整備するとともに、この村で子育てがしたいと感じてもらえる施策を進めます。

(4) 人々が集う魅力的な地域をつくり、互いに支えあう暮らしやすい村をつくる

「しごと」と「ひと」の好循環を生み出すためには、そこで暮らす人々が住みやすいと感じられる地域づくりが必要です。水道事業や防災対策など暮らしの基盤を整えるとともに、人々が集い助け合い、交流できる魅力的な施策を実施し、安心して暮らせる福祉の充実にも取り組みます。

(5) 多様な人材の活躍を推進する

クリエイター等移住者や地域活動に尽力されている方々など、多様な人材が共に協力し、誰もが居場所と役割を持って活躍できる地域づくりに取り組みます。

(6) 新しい時代の流れを力にする

地方におけるSociety 5.0の実現に向けた技術（未来技術）の活用を進め、エネルギーや環境など、持続可能な開発目標（SDGs）を原動力とした施策を進めます。

第2編

東吉野村

まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 基本的な考え方

1. 策定の趣旨

本格的な人口減少社会の到来に臨む我が国において、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することをめざし、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。

ここでは、「国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することの重要性がうたわれ、国・地方自治体がまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について定められています。

本村においても人口減少は大きな課題となっており、平成 24 年の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 22 年の国勢調査時点における 2,143 人から、令和 52 年（2070 年）には、本村の総人口は 179 人にまで減少すると見込まれています。65 歳以上の高齢者が占める割合も 70%を超えると推計されています。

少子高齢化が進むこの状況において、未来に向けて活力ある村を維持するためには、本村での雇用を創出し、転出を抑制するとともに、子育てしやすい村づくりを進めることで出生率の向上と若い世代の移住を促進することが求められています。

こうした村の現状から、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とする5カ年の政策目標や方向性を示した「東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略という）を策定し、さらに令和 2 年度（2020 年度）には第 2 期総合戦略を策定して、効果検証を行いながら地方創生に取り組んできました。平成 28 年 3 月の第 1 期総合戦略策定から 9 年が経過しましたが、この間国においては「デジタル田園都市国家構想」という新しい旗の下、デジタル技術の活用による地域課題の解決や魅力向上といった地域活性化の加速化・深化を目指すため、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改定され、令和 4 年 12 月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が新たに策定されました。

本村においても、こうした国の動きと連動して、これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用するなど、時代の変化やニーズに適切に対応した取組を考慮せねばなりません。地方創生の更なる加速化を図り、将来に夢と希望のもてる持続可能なまちづくりの実現に向け、引き続き切れ目のない取組を進め、東吉野村人口ビジョンで示した令和 52 年（2070 年）の目標人口 800 人を達成すべく、令和 7 年度（2025 年度）を初年度とする5カ年の第 3 期総合戦略を策定します。

2. 総合戦略の位置づけ及び期間

(1) 位置づけ

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定します。

策定にあたっては、国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標や施策の方向性を踏まえるとともに、東吉野村第4次基本構想及びその他関連する村づくり計画と整合するものとしています。

■まち・ひと・しごと創生法（抄）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2) 期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間として定めます。

なお、施策の進捗状況や本村における社会経済状況等を踏まえて、必要に応じて見直すものとします。

3. 政策5原則を踏まえた施策の推進

国の総合戦略に引き続き重要な考えとして位置づけられた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえ、効果的な施策の推進を図ります。

■国の総合戦略における政策5原則

(1) 自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労言の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

4. 計画の策定体制

総合戦略の策定にあたり、全庁的な戦略の策定・推進体制を整備するとともに、住民・関係団体等の意見を幅広く反映することで、村をあげて総合戦略の推進に取り組みます。

推進本部会議及び推進会議の開催

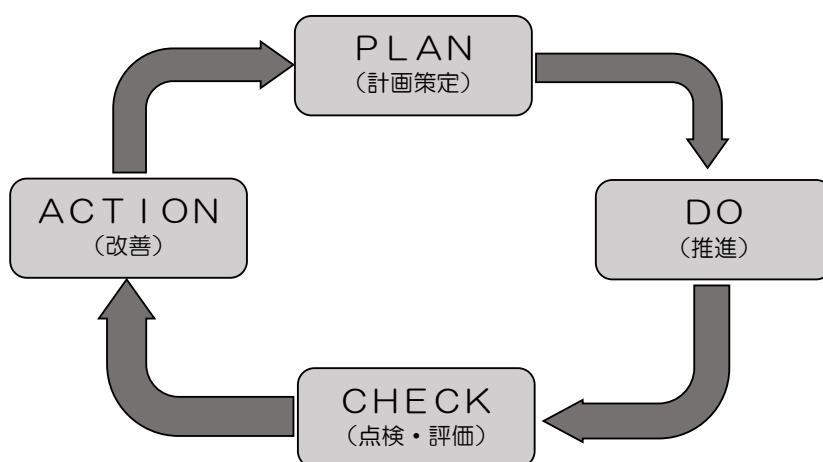
計画策定にあたり、村長をはじめとする庁内の「東吉野村地方創生推進本部会議」で協議した上で、住民や産業界、金融機関の代表者、学識経験者等からなる「東吉野村地方創生推進会議」の意見を反映し策定しました。

5. 戦略の進捗管理

総合戦略は、住民、地域、団体、企業、行政等村全体で共有し、協働して推進する計画であるため、計画策定（PLAN）、推進（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）の各過程においても、村全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保することが必要となります。

そのため、政策分野ごとの基本目標と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI））を設定し、PDCAサイクルにより、実効性を高めます。

■PDCAサイクルによる戦略の進捗管理



第2章 めざす将来像と基本目標

1. めざす将来像

笑顔あふれる 木と水のふるさと

人口減少の課題を克服するためには、働く場を確保し、村への人の流れをつくり、村で安心して子育てができる環境を整えることが必要です。さらに、村での暮らしに笑顔があふれ、夢と希望が持てることが何よりも大切です。村の将来に希望を見出し、明るい未来を村民の手で築くために、企業・大学・住民・村が「笑顔あふれる 木と水のふるさと」という意識を共有し、力を合わせて総合戦略に掲げた目標に向かって取り組むことで地域課題を解決し、地域の持続、活性化を目指します。

2. 基本目標と2つの横断的な目標

【基本目標Ⅰ】

生活を支える雇用を創出する

【基本目標Ⅱ】

都市と地方のつながりを築き、移住・交流を促進し、新しい人の流れをつくる

【基本目標Ⅲ】

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標Ⅳ】

人々が集う魅力的な地域をつくり、互いに支えあう暮らしやすい村をつくる

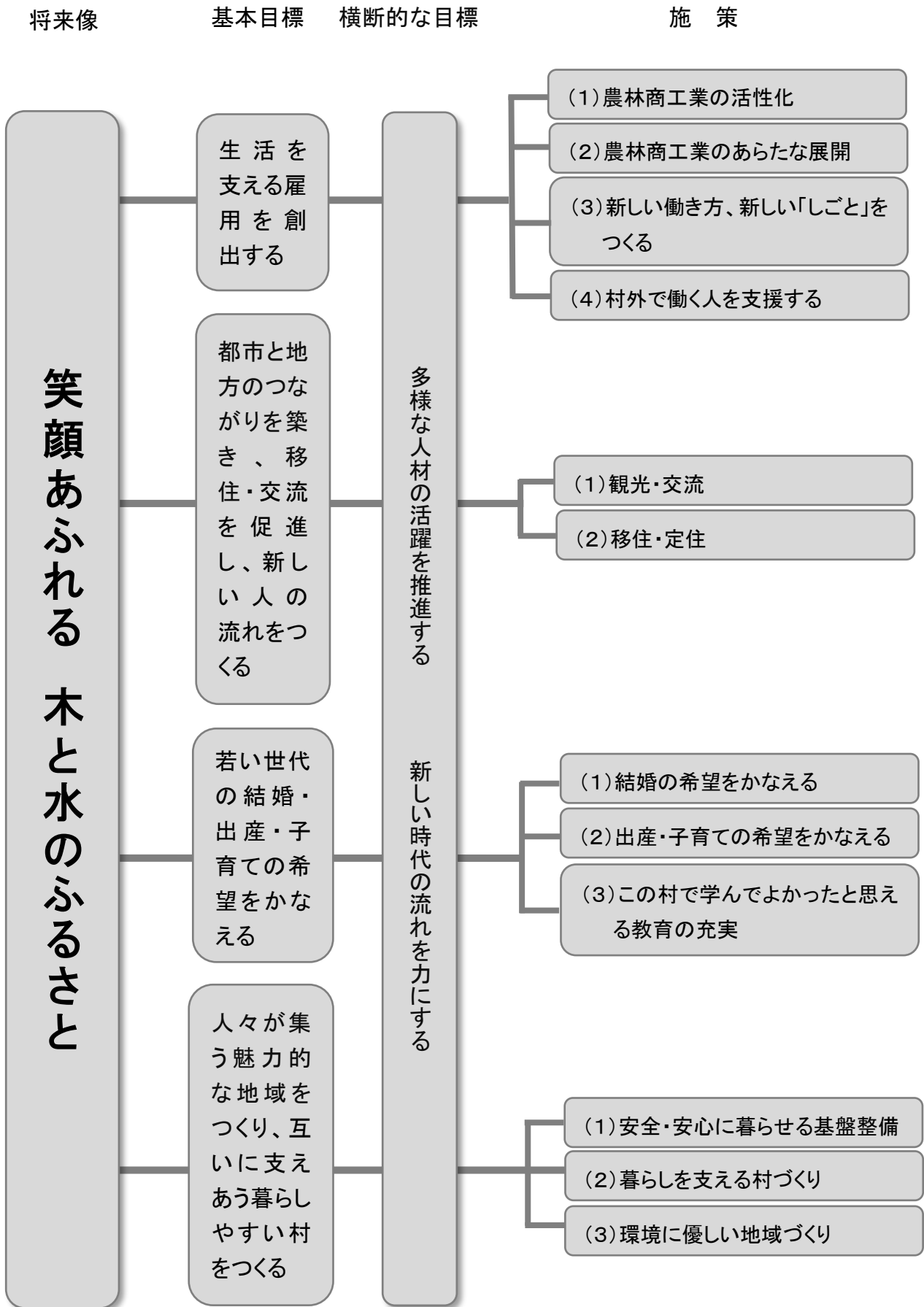
【横断的な目標Ⅰ】

多様な人材の活躍を推進する

【横断的な目標Ⅱ】

新しい時代の流れを力にする

3. 施策体系



第3章 総合戦略の施策展開

■基本目標Ⅰ 生活を支える雇用を創出する

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するためには、まず「しごと」づくりに取り組む必要があります。

若い世代をはじめとした各世代の働く場や、魅力ある「しごと」づくりへの取り組みとして、本村においては基幹産業である林業の振興を図るとともに、農産物や特産品を販売する小さな道の駅ひよしのさとを活用し、農林業に意欲が持てる施策を進めます。また、有害獣被害対策にも積極的に取り組んでいきます。

また、新しい「しごと」づくりとして、村内に開設したシェアオフィス“オフィスキャンプ東吉野”を活用し、クリエイターを呼び込むほか、サテライトオフィスの誘致にも取り組みます。

基本目標の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
シェアオフィス “オフィスキャンプ東吉野”の利用者数	2,175人 ※令和2年度からの延べ	2,500人 ※令和7年度からの延べ
サテライトオフィスの誘致数	1社 ※令和2年度からの延べ	1社 ※令和7年度からの延べ
農産物の仕入れ額（小さな道の駅ひよしのさと）	7,440万円	8,000万円

（1）農林商工業の活性化

就業構造が林業に特化している本村の特徴から、林業の振興が「しごと」づくりに不可欠です。そのため、林道・作業道の整備や機械化など、木材の搬出効率化によるコスト低下に取り組みます。また、林業労働者の安定雇用施策や農業・商工業の意欲向上につながる施策を進め、多様な人材の確保と育成に取り組みます。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
施業放置林の整備面積	281ha ※令和2年度からの延べ	400ha ※令和7年度からの延べ
農産物の仕入れ額(小さな道の駅ひよしのさと) (再掲)	7,440万円	8,000万円

① 林業で働く意欲を高める

- ・作業道の整備
- ・間伐材利用施策
- ・施業放置林整備
- ・村産材のPRや販路開拓
- ・木工品による木の魅力発信
- ・高性能林業機械購入の助成

② 農業で働く意欲を高める

- ・有害獣の駆除を強化
- ・特産品の製造、加工、販売の促進
- ・絶え間ない地域特産品の開発
- ・新たな奨励作物の研究
- ・遊休農地の有効活用と、後継者育成
- ・農業施設・農機具購入の助成

③ 商工業で働く意欲を高める

- ・商工会夏祭りの充実
- ・小規模商工業の指導を充実
- ・プレミアム商品券の発行
- ・チャレンジショップの活用を強化

(2) 農林商工業のあらたな展開

ゆずの栽培を奨励するとともに、活用方法や新商品の開発に取り組みます。また、整備したひよしのさと加工施設を活用し、奨励作物の受け入れや、ひよしのさとマルシェにおける加工品の販売を促進します。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
あらたな特産品の開発数	5件 ※令和2年度からの延べ	8件 ※令和7年度からの延べ
県外での特産品PR回数	19回	30回
ひよしのさとマルシェ特産品売上高	1,242万円	1,500万円

① 特産品を開発・販売するしくみづくり

- ・ゆずの苗木配布及びゆずを活用したあらたな特産品づくり
- ・小さな道の駅ひよしのさとでの特産品開発・販売促進
- ・農業協力者による農産物直売所設置
- ・特産品のPR活動推進

(3) 新しい働き方、新しい「しごと」をつくる

インターネット環境が充実した共同の仕事場・シェアオフィス「オフィスキャンプ東吉野」を活用し、デザイナーなどのクリエイティブな「しごと」ができる環境をつくります。同時に、情報通信技術を活用することで、自然豊かな村で暮らしながら都市部と同様の仕事ができるという新しい働き方の提案や、村の環境が仕事に与える効果の検証に取り組みます。また、奈良県と連携し新規起業者への支援や、新しい仕事の場の確保にも取り組みます。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
シェアオフィス“オフィスキャンプ東吉野”の利用者数（再掲）	1,734人 ※令和2年度からの延べ	5,000人 ※令和7年度からの延べ
シルバー人材バンク登録者数	5人	10人
サテライトオフィス誘致数（再掲）	1社 ※令和2年度からの延べ	1社 ※令和7年度からの延べ
企業誘致数	— ※令和2年度からの延べ	1社 ※令和7年度からの延べ
新規起業者数	10人 ※令和2年度からの延べ	15人 ※令和7年度からの延べ

① 新しい働き方づくり

- ・クリエイティブ・ビレッジ構想の強化
- ・サテライトオフィスの誘致

② 新しい「しごと」づくり

- ・企業の誘致
- ・シルバー人材バンクの充実
- ・貸しスペースの整備

(4) 村外で働く人を支援する

村外への転出を抑制するため、村営榛原駅前駐車場の利便性を向上させ、村内から村外への通勤者を支援します。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
村営榛原駅前駐車場の利用者数	7,001 人	10,000 人

① 村外への通勤を支援

- 村外通勤者に対する、榛原駅前の村営駐車場の利便性の向上

■基本目標Ⅱ

都市と地方のつながりを築き、移住・交流を促進し、新しい人の流れをつくる

人口減少に歯止めをかけるためには、村内在住者の転出を抑制するとともに、村内への移住を促進することが必要です。特に、高齢化が著しいことから、若い世代が定住・移住しやすい条件整備が求められています。

本村においては、空き家の情報を収集し、移住したい人とのマッチングに取り組むほか、空き家の改修費用の助成や、村での生活に必要な作業道具の貸し出しなど移住生活の支援を積極的に進めます。

また、村内の自然環境や地域資源を活用した観光・交流にも力を入れ、交流人口の増加に取り組みます。さらに民間企業、大学、住民、村が力を合わせ課題解決へ取り組む「東吉野村の未来を創る」プロジェクトにも挑戦します。

基本目標の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
観光入込客数	44万人	50万人
村内への転入者数	152人 ※令和2年度からの延べ	180人 ※令和7年度からの延べ

(1) 観光・交流

村内の高見山や国見山には多くの登山客が訪れるほか、夏には四郷川や高見川などにもアウトドア客が訪れます。こうした自然環境を活用した観光を促進するとともに、PR動画の配信など村の魅力を伝えるホームページを充実させ、国内外からの観光客の誘客、関係人口や交流人口の増加に取り組みます。

また、明治維新の魁となった天誅組終焉の地であり、二ホンオオカミが最後に捕獲された地でもあることを活かし、歴史という地域資源を活用した観光にも取り組みます。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
“ひよしちゃん”を使ったPR回数	4回	20回

① 村の魅力を伝える

- ・村PR動画配信事業
- ・地域おこし協力隊等の活動
- ・マスコットキャラクター“ひよしちゃん”を使った観光PR
- ・観光案内板等の設置
- ・都市圏での民間イベントとの連携

② おもてなしの村づくり

- 環境保全事業の推進
- 環境美化の推進
- Wi-Fi環境の整備

③ 地域資源を活かした観光の促進

- 天誅組イベントの開催
- 俳句の里づくり事業
- 宝蔵寺のしだれ桜再生事業
- 東奈良名張ツーリズム
- 観光地ライトアップ事業
- トレイルランニング、ポタリングイベント開催
- 東吉野オープンアトリエの開催

④ 自然環境を活かした観光の促進

- 「山の学校協議会」薪づくりツアー、炭づくりツアーの実施
- 美緑の森づくり事業
- 鮎釣り漁の振興
- 自然体験 FAM 事業

⑤ 交流

- 友好都市との交流
- まるごとフェスティバルの開催
- 都市圏でのイベント開催
- ふるさとひよし祭り（まちゅり）の開催

(2) 移住・定住

村内の空き家の情報提供や改修費用の助成などを行い、すでに若い世代の移住が進んでいます。今後も活用可能な空き家の情報を収集し、村で暮らしたいと希望する人とのマッチングや、体験施設等を活用した関係人口、交流人口の増加を図ります。また、都会から移り住んだ人が村の暮らしに慣れるように相談に応じるとともに、作業道具の貸し出しなどの支援に取り組みます。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
空き家バンクによる契約件数	17件 ※令和2年度からの延べ	30件 ※令和7年度からの延べ

① 空き家の活用

- ・活用可能な空き家の情報提供
- ・空き家の改修費の助成

② 移住のためのしくみづくり

- ・シェアオフィス“オフィスキャンプ東吉野”の運営
- ・移住情報誌 Letters の作成
- ・シェアハウス・ゲストハウスの運営
- ・移住体験住宅の活用
- ・Society5.0に向けた人材育成を行う教育環境の整備
- ・東京圏からの就業・起業を伴う移住に対する支援

③ 移住及び移住後の生活支援

- ・インターネットを活用した移住情報の提供
- ・作業道具の貸し出し
- ・村営住宅・移住促進住宅の提供

■基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

少子高齢化に歯止めをかけ、活気のある村にするためには、結婚・出産・子育てをしやすい村づくりが必要です。共働き家庭が増え、都市部と同様の保育ニーズが高まっていることから、こども園を活用するなど要望に応える施策に取り組みます。

一方で、子どもたちを村の宝として温かく育むとともに、小規模な学校ならではの充実した教育に取り組み、この村で子育てがしたいと感じてもらえる施策を進めます。

基本目標の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
出生数	1人	10人

(1) 結婚の希望をかなえる

子どもたちの声が響く活気のある村にするための第一段階として、村の若者の結婚を支援します。村在住の男性、女性への婚活セミナーを開催し、村外の男性、女性との出会いをサポートします。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
婚活イベント参加者成婚数	1組 ※令和2年度からの延べ	2組 ※令和7年度からの延べ

① 結婚を支援

- ・民間の婚活パーティ（トークン）への参加支援

(2) 出産・子育ての希望をかなえる

少子化が進む中で、同じように妊娠や子育てをしている人が近くに少なくなったため、妊娠期からの切れ目のない支援が必要です。また、共働き家庭が増えているため、長時間保育や学童保育などニーズに応える子育て施策の充実に取り組みます。さらに、子育てにかかる費用が年々増加しているため、経済的な負担の軽減を図る施策に取り組み、子育てしやすい村づくりをめざすとともに、地域で子育てを支える環境づくりにも努めます。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
こども園園児数	21人	30人

① 妊娠・妊婦の支援

- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問
- ・新生児誕生祝事業の充実
- ・出産を考えている女性及び妊婦の家族への風疹予防接種費用助成
- ・不妊治療費助成
- ・産婦健診の実施
- ・妊婦のための支援給付

② 子育てしやすい施策の充実

- ・こども園における教育・保育の一体提供
- ・こども園幼稚園部での預かり保育
- ・保育の広域確保
- ・一時預かり事業の実施
- ・学童保育の実施
- ・相談体制の充実
- ・ひとり親家庭への支援
- ・学校給食費の助成
- ・18歳までの医療費無償化
- ・定期予防接種の全額助成
- ・2歳・3歳児への歯のフッ化物塗布
- ・高校生以下インフルエンザ予防接種費用助成
- ・1ヶ月児健康診査の実施
- ・産後ケアの実施

③ 地域で子育てを支えるしくみづくり

- ・子育てサロンの実施
- ・子育てサークルの育成
- ・こども食堂の支援

(3) この村で学んでよかったと思える教育の充実

SDGsの目標の一つである「質の高い教育をみんなに」を目指し、園小中連携教育のほか、子どもの数が少ない村ならではのきめ細やかな充実した教育に取り組みます。また、地域との連携や郷土に愛着を持てるカリキュラムを構築し、この村で学んでよかったと思える教育を進めます。

生涯教育においては、清流ウォークを実施するとともに、参加を通じて生きがいを高め、仲間の輪を広げ、その生活を健康で豊かなものにする生きがい講座の開催など、内容の充実に取り組みます。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
清流ウォーク参加者数	72人	120人

① 教育の充実

- ・学校図書の実充実
- ・園小中連携
- ・友好都市との児童交流
- ・郷土学習の実施
- ・高見山雪中登山の実施
- ・タブレット端末を導入した情報教育の推進
- ・中学生対象の夏季講習の実施
- ・四郷小学校を活用した寺子屋プロジェクトへの支援

② 保護者の負担軽減

- ・遠足経費の村負担
- ・修学旅行費の助成
- ・スキー教室経費の助成
- ・給食費の半額助成
- ・通学バスの無償化
- ・大学・高等学校等の路線バス等通学費助成
- ・中学生英語検定料全額助成

③ 生涯学習の充実

- ・清流ウォークの開催
- ・社会教育事業（いきがい講座）等の開催

■基本目標Ⅳ 人が集う魅力的な地域をつくり、互いに支えあう暮らしやすい村をつくる

「しごと」と「ひと」の好循環は、そこで暮らす人々が住みやすいと感じられる地域づくりによって支えられます。水道事業や防災対策など暮らしの基盤を整えるとともに、地域の賑わいの場としての小さな拠点づくり・イベントを移住者やクリエイター、地域と共に進めます。また、高齢になっても安心して住み続けられるよう福祉施策の充実に取り組みます。

基本目標の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
転出者数	181人 ※令和2年度からの延べ	110人 ※令和7年度からの延べ

(1) 安全・安心に暮らせる基盤整備

住み慣れた村で住み続けるためには、快適で安心して暮らせる基盤を整えることが必要です。買い物や通院の安全な交通手段としてコミュニティバス「ふるさと号」の運行を維持し、さらなるサービスの充実に努めます。

また、災害時に活動する消防団等への機材整備を行うほか、より詳しい防災マップを活用した地域の人々への周知や、防災計画の改定など、災害に備えた施策に努めます。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
コミュニティバスの運行本数	49.5 便	49.5 便

※運行本数について、往復で1便としている。

① 暮らしの基盤整備

- ・コミュニティバス「ふるさと号」の運行
- ・防災計画の改定
- ・防災マップの改訂
- ・携帯電話のエリア拡大
- ・避難所の設備充実（発電機の導入等）

(2) 暮らしを支える村づくり

人のぬくもりが感じられ、生きいきと暮らせる地域づくりを進めます。

また、ICTを活用した地域包括ケアや、介護サービスを充実させるなど、生涯を通じて安心して暮らせる村づくりをめざします。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
ふれあいサロン参加者数	1,215人	1,500人
ICTを活用した見守りサービス利用者数 (累計)	43人	50人

① 地域コミュニティの推進

- 地域の賑わいづくり事業
- いきいきふれあいサロンの推進
- 高齢者福祉交流会の開催
- 高齢者スポーツの大会の開催
- 介護予防事業の実施
- 世代交流カフェの推進
- いきいき百歳体操の促進
- いちたつマルシェの開催

② 福祉の充実

- 敬老の日祝事業
- ICTを活用した地域包括ケアシステムの充実
- 地域包括支援センターの機能強化
- 介護サービスの充実
- 認知症高齢者への支援の充実
- 配食サービスの拡充
- 障害者サービスの充実
- 高齢者への買い物支援
- 带状疱疹予防接種費用助成
- 人間ドック受診費用助成
- スマート脳ドック受診費用助成

(3) 環境に優しい地域づくり

豊かな森と水に囲まれた村の特性を活かし、自然エネルギーを活用したライフスタイルの提案に取り組みます。SDGsの目標の一つである「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」を目指し、太陽光発電システム設置費の助成や、薪ストーブ設置費の助成など、資源の有効活用を進めます。

また、自然環境や生活環境の保全を目指し、制度の整備やごみの減量化に取り組みます。

施策の成果指標	令和5年度 実績	令和11年度 目標
薪ストーブの設置件数	12件 ※令和2年度からの延べ	20件 ※令和7年度からの延べ
薪生産（購入）数	1,532束	3,000束

① 自然エネルギーを活用したライフスタイルの提案

- 環境保全等マナー向上条例の整備
- 住宅用太陽光発電システム設置費の助成
- 木質バイオマス資源の活用
- 薪ストーブ設置費の助成
- 生ごみ処理機購入の助成

資料編

1. 東吉野村地方創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく東吉野村地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、東吉野村地方創生推進会議（以下推進会議という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次にあげる事項について審議するものとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) その他総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の計画期間が終了するまでとする。ただし、任期中であってもその本来の職務を離れたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下会議という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、村長が招集する。
- 3 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 会議において議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、地方創生推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

2. 策定経過

東吉野村地方創生推進本部会議

- 第1回 平成27年10月20日
- 第2回 平成27年11月20日
- 第3回 平成27年12月18日
- 第4回 平成28年1月20日
- 第5回 令和2年3月2日

東吉野村地方創生推進会議

- 第1回 平成27年11月9日
 - 1. 総合戦略の考え方について
 - 2. 人口ビジョンについて
 - 3. その他

- 第2回 平成28年1月25日
 - 1. アンケート調査結果の報告
 - 2. 総合戦略について
 - 3. その他

- 第3回 平成28年2月26日
 - 1. 東吉野村人口ビジョン 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略について
 - 2. その他

- 第4回 平成29年3月31日
 - 1. 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の実施に伴う検証について
 - 2. 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略について
 - 3. 地方創生拠点整備交付金について
 - 4. その他

- 第5回 平成30年3月30日
 - 1. 地方創生加速化交付金に係る効果検証
 - 2. 地方創生推進交付金申請に伴う総合戦略の改訂について
 - 3. 地方創生拠点整備交付金について
 - 4. その他

- 第6回 平成31年3月25日
 - 1. 地方創生推進交付金に係る効果検証について
 - 2. 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について
 - 3. その他

第7回 令和2年3月25日

1. 地方創生推進交付金に係る効果検証について
2. 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について
3. 第2期 東吉野村人口ビジョン
東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略について
4. その他

第8回 令和3年3月25日

1. 地方創生推進交付金に係る効果検証について
2. 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について
3. その他

第9回 令和5年3月14日

1. 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について
2. その他

第10回 令和6年3月26日

1. 東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について
2. その他

3. 東吉野村地方創生推進会議委員名簿（第3期 策定時）

（敬称略）

	団体名	氏名
住民	東吉野村区長会会長	○秋吉 正朝
	東吉野村老人クラブ連合会会長	橋本 史郎
	小川のまちづくり協議会会長	西林 宗幸
	東吉野村連合PTA会長	大谷 円
	オフィスキャンプ代表	坂本 大祐
	地域団体代表者（3B体操）	川口 晴美
	地域団体代表者（音楽活動）	松谷 文美
産業	東吉野村商工会会長	松本 幸男
	東吉野村観光協会会長	大丸 仁志
	吉野中央森林組合組合長	坂本 良平
学識経験者	奈良女子大学名誉教授	◎中山 徹
金融機関	南都銀行小川支店支店長	久保 貴明
メディア	奈良テレビ放送株式会社 ゼネラルプロデューサー	岡山 正博
労働関係	桜井公共職業安定所所長	中芝 重統
官公庁	村長	水本 実
	副村長	鍵谷 典秀

オブザーバー	県南部東部振興課	
--------	----------	--

◎会長 ○副会長

第3期 東吉野村人口ビジョン
東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略

編集・発行 東吉野村
〒633-2492
奈良県吉野郡東吉野村大字小川 99 番地
電話 0746-42-0441
FAX 0746-42-0446